



はまなか
4
2024/No.704



今月の主な話題

- ▶ 令和6年度 町政執行方針..... 2 P
- ▶ 令和6年度 教育行政執行方針..... 14 P
- ▶ 令和6年度当初予算..... 19 P
- ▶ 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料改定のお知らせ 20 P
- ▶ 浜中町創業支援事業補助金制度..... 22 P
- ▶ 水道料金の改正について..... 24 P

令和6年度 町政執行方針

浜中町長 齊藤清隆

令和6年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、町政を代表し、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考えを申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまにご理解とご協力をいただきたいと思います。



町政の基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響が次第に影響を潜め、社会経済活動と景気が回復基調を見せる中、不安定な国際情勢などを起因とする物価高騰の影響が長期化しており、私達の日常生活に大きな影響を及ぼしております。そのような中、地方は少子高齢化の進展や都市部への人口流出などによる本格的な人口減少社会を迎えており、地域の社会経済を支える人材不足がより一層懸念されるところであります。

本町は農業・漁業という2つの基幹産業を有し、人々の生活を支える食糧供給基地として、この基幹産業を守り抜いていくことがまちづくりを進めていく上での全ての基本であります。

さらに、霧多布湿原をはじめとした世界に誇れる豊かな自然環境を守るとともに、町民の皆さまの生命と財産を守り抜く防災・減災対策を進め、

何よりも次代を担う世代の方々が夢と希望を抱き続けていただけるような魅力ある施策を展開することが本町の明るい未来の創造につながると考えております。

本町の令和6年度一般会計予算は、新たな産業振興事業、津波避難施設整備等の防災対策事業、子育て環境等の福祉充実に向けた事業、さらには公共施設の改修事業などの費用を盛り込み、前年度と比較し2,472万3千円減の92億3,884万8千円となったところであります。

非常に厳しい財政状況の中、選択と集中を基本とした事業展開を図り、町民の皆さまとともに一丸となってまちづくりを進めてまいります。以下、「第6期浜中町まちづくり総合計画」の体系に沿って、本年度の施策の内容をご説明申し上げます。

＝産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり＝

(1) 農業の振興について

我が国の農業を取り巻く状況は、大規模な自然災害や地球温暖化、農家戸数の減少による生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの希薄化など、様々な課題を抱えております。こうした中、政府は「食料・農業・農村基本計画」に基づき、持続的な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」を展開しているところであります。

国内における農産物の需要回復が求められる中、国際情勢や円安による配合飼料や肥料など

の生産資材やエネルギー価格の急激な高騰など、酪農家にとってこれまで経験したことがない大変厳しい経営状況が続いております。

本町の農業は、酪農を基幹として草地基盤に立脚した循環型農業を進めております。国際情勢等に左右されにくい自給飼料生産に努め、様々な経営形態を維持しながら、持続可能な農村地域づくりを目指してまいります。

① 農業基盤の整備について

自給飼料生産、草地基盤の機能充実を目指す草地整備事業を進めてまいります。農道につい

では、すでに着手している道営浜中姉別地区一般農道整備事業を進めるとともに、新たな整備路線の追加を北海道へ要望してまいります。

また、農業者に対する家畜購入資金貸付や各種制度資金に対する利子補給を継続してまいります。

②持続可能な農業の推進について

地域社会や自然環境に十分配慮した循環型農業の実現を目指し、環境保全機能の向上を図ってまいります。

③日本型直接支払制度の取り組みについて

中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金を活用し、地域や農業者の取り組みを支援してまいります。

④農業の担い手の育成・確保について

後継者対策については、農業後継者就業交付金の活用を促すとともに、浜中町農業後継者対策推進協議会の運営に支援し、担い手の確保と本町への定住促進を図ってまいります。

⑤新規就農者等の育成・確保について

浜中町就農者研修牧場の運営に対する負担のほか、農業経営技術研修受入者に支援してまいります。また、新規就農者の地域定着を促進するため、就農後の農場リース料等の助成、新規就農者育成総合対策事業に基づき支援してまいります。

新・農業人フェアをはじめとする各種就農相談会へ関係団体と連携しながら積極的に参加するとともに、農業系大学や専門学校などへの訪問を行い、新たな担い手の確保に力を注いでまいります。

⑥家畜防疫対策の推進について

地域農業と酪農経営に重大な影響を及ぼす家畜伝染病等の対策については、浜中町家畜自衛防疫協議会と連携し、飼養衛生管理基準の徹底と適切な飼養管理の推進を図ってまいります。

⑦農業関係団体等への支援について

浜中町酪農技術センター、浜中町農業技術員連絡協議会および浜中町乳牛検定組合の運営に支援してまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

道営草地整備事業負担金	19,375
浜中姉別地区道営農道整備事業負担金	9,000
産業振興資金貸付金	9,000
中山間地域等直接支払交付金	127,432
農地・水保全多面的機能支払交付金	11,102
後継者就業交付金	6,000
(有)浜中町就農者研修牧場負担金	5,000
経営技術研修受入事業助成	5,300
新規就農者誘致事業補助	38,839
農業次世代人材投資事業補助	1,500

(2)林業の振興について

森林は、社会生活基盤の構築を図る上で重要かつ貴重な再生可能資源であるとともに、林産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全などの多面的機能を有しております。近年においては、地球温暖化の進行が課題とされる中、森林の公益的機能に対する町民の期待が高まっております。

しかし、町内のカラマツやトドマツを主体とした人工林は年齢の高い樹木が半数を占めております。現状では二酸化炭素吸収量の減少が避けられないことから、森林からの恩恵を将来にわたって永続的に享受するため、計画的な伐採と伐採後の着実な植林を進め、森林の保全を図ってまいります。

①町有林等の整備について

町有林については、森林環境保全整備事業として地拵、植栽、下刈、除間伐、野鼠駆除などを計画的に実施してまいります。民有林については、豊かな森づくり推進事業による整備に支援してまいります。

②林道等の整備について

木材の安定供給や持続的な森林施業の推進を図るため、林業専用道として新たな熊牛北区線の開設工事を実施するほか、若山線および奔幌戸線の林道補修を継続してまいります。

③生物多様性の保全について

本町が有する自然と生物多様性を次代につなげるにあたり、関係団体と連携のもと、川上から川下までの一体的な保全活動を実施するなど、生物の生息・生育環境に配慮した森づくりを進めてまいります。

④有害鳥獣対策について

エゾシカ駆除については、地元猟友会の協力

を得ながら有害駆除計画頭数を増やすなど、より一層、農林業被害対策を強化してまいります。また、浜中町鳥獣被害防止対策協議会が実施する農林業被害防止に向けた調査事業に支援してまいります。

ヒグマ対策については、関係機関と連携を密にし、人命被害や農畜産物被害の未然防止を念頭に出没情報等を迅速に発信してまいります。

有害駆除の捕獲などを行う担い手を確保するため、新規免許取得者に対する諸費用の助成を継続してまいります。

⑤植樹祭について

豊かな森の生成が水資源の確保や漁業資源の保全に極めて重要な役割を果たすことから、植樹祭については浜中漁業協同組合女性部をはじめ、町民の皆さまとともに湯沸地区の植樹予定地で実施してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

町有林整備事業	34,029
林道専用道測量設計委託	6,528
林業専用道開設工事	31,872
林道補修工事	4,340
エゾシカ等有害駆除委託	18,728
豊かな森づくり推進事業補助	6,240

(3)漁業の振興について

漁業については、地球温暖化による海洋環境の変化などにより、本町の漁業形態も刻々と変化してきました。沿岸海域における水産資源の増大を目指すとともに、本町ならではの増養殖事業のさらなる推進を図ってまいります。

本町の漁業者が、将来にわたって安定した生産と経営を持続できるよう、産業団体と強い連携のもと、国や北海道、関係機関などに対し、積極的かつ精力的な要請活動を行ってまいります。

本町が有するクオリティの高い水産物のブランド化を推進し、産業団体や生産者との連携を図りながら、水産業の活性化を目指してまいります。

ゼロカーボンに向けた取り組みとして、釧路管内ブルーカーボン推進検討協議会と連携し、豊かな漁場を活かしたブルーカーボンと漁業活動の両立を目指してまいります。

①水産物のブランド化について

昆布、マイワシ、花咲ガニ、アサリ、ホッキなどについては、本町の特産品であることを広く周知するほか、関係機関等との協議を進めながらブランド化やPR事業などに取り組んでまいります。

②資源管理の推進について

水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、昆布藻場の維持管理やアサリ漁場の環境保全対策に支援してまいります。また、水産資源については、漁業協同組合や釧路地区水産技術普及指導所などとの連携のもと、適正な管理に努めてまいります。

赤潮被害対策については、北海道赤潮対策緊急支援事業を活用し、生残ウニの移植のほか、種苗を活用した実証試験に支援してまいります。

③増養殖事業の推進について

地理的表示(GI)に登録となった「浜中養殖うに」をはじめ、本町のウニの安定した資源確保に向け、浜中町ウニ種苗生産センターと釧路管内水産種苗生産センターの運営に支援してまいります。

浜中漁業協同組合が新たに実施する稚タコ育成礁設置事業やナマコ増殖事業のほか、浜中・散布両漁業協同組合が実施するマツカワ放流事業など、水産資源の増大に向けた取り組みに支援してまいります。

④漁業の担い手の育成・確保について

後継者対策については、漁業後継者就業交付金による助成を継続し、担い手の確保と本町への定住促進を図ってまいります。

⑤漁業経営の安定について

漁業者の経営安定に向け、漁業近代化資金をはじめとする各種制度資金の利子補給などを継続してまいります。

また、水産物の付加価値向上や消費拡大に向け、町外でのプロモーションやふるさと納税制度等の活用促進を図るため、地元流通を含めた販売活動の展開につなげてまいります。

⑥港湾・漁港関連施設の整備について

霧多布港湾については、持続的な港湾使用に備え、施設の詳細点検を実施してまいります。

漁港については、琵琶瀬漁港物揚場等の改修を行うほか、散布漁港外港の早期完成に向け、北海道へ要望してまいります。

また、琵琶瀬瀬戸航路および新川航路の浚渫を継続してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

水産多面的機能発揮対策支援事業負担金	1,104
環境・生態系保全緊急対策事業負担金	19,296
産業振興奨励補助（浜中町ウニ二種苗生産センター運営支援ほか）	8,327
水産振興対策事業補助（ナマコ増殖事業ほか）	13,200
火散布沼アサリ礁整備事業負担金	11,000
後継者就業交付金	1,500
漁業近代化資金利子補給	1,751
漁港工事地元負担金	105,739

(4)商工業の振興について

本町の商工業は、人口減少や物価高騰などの影響を受ける中、経営者の高齢化や廃業などにより、事業所数の減少が著しい状況にあります。また、インターネット通信販売等の普及による消費者行動の変化に伴い、町外への購買力の流出に歯止めが効かない状況にあります。

このため、「浜中町地域企業振興基本条例」の理念に基づき、商工業の振興と経済活性化に向け、町内における新たな産業の創出を図るべく、積極的な企業誘致を推進してまいります。

①新たな創業支援と担い手の育成・確保について

今年度新たに創業支援事業補助制度を創設し、町内で起業・創業を目指す方への支援により、さらなる町内経済の活性化を図ってまいります。また、商工業後継者就業交付金による助成を継続し、担い手の確保と定住促進を図ってまいります。

②商工業の経営持続に向けた支援について

今年度新たに小規模事業継続支援補助制度を創設し、町内商工業者のさらなる経営の持続化と安定化を図ってまいります。

また、産業振興資金貸付や中小企業特別融資などにより、中小企業の金融円滑化と経営近代化に支援してまいります。

③雇用の安定と創出の推進について

町内において事業場新設などを行う事業者に対し、「浜中町企業振興条例」に基づく固定資産税の課税免除などにより、経営に対する負担軽減と地域での雇用確保に努めてまいります。

④特産品の開発と消費・販路の拡大について

浜中ブランドの確立を図るため、浜中町中山間活性化施設（MO-TTOかせて）の有効活用を図るとともに、地元の一次産品を使った新たな特産品やふるさと納税返礼品など、魅力あふれる商品開発を促進してまいります。また、消費や販路の拡大については、産業団体や関係機関とより一層連携を密にし、道内外でのタウンプロモーションをはじめ、各種物産イベントへの積極的な参加に向けた体制づくりを進めてまいります。

⑤消費者相談等について

多発する特殊詐欺の未然防止を目的とし、新たに特殊詐欺対策電話機等設置費補助制度を創設してまいります。また、特殊詐欺や多重債務などについては、釧路市消費生活センターへの相談業務委託を継続するとともに、浜中消費者協会との連携のもと特殊詐欺被害防止に向けた情報提供や啓発に努めてまいります。

(5)観光業の振興について

本町最大の観光資源は、厚岸霧多布昆布森国定公園の中核を担う希少な草花や水鳥が生息する霧多布湿原、霧多布岬をはじめとする風光明媚な景勝であります。

近年、自然豊かな本町の観光資源を活用したカヌーツーリングやサイクルツーリズムなどのアドベンチャートラベルが国内外から再注目されております。さらに、霧多布岬に生息するラッコにつきましては、本町の新たな観光資源として道内外を問わず多くの観光客に注目をいただいております。

今後、これらの地域特性を活かした観光振興を図るとともに、昨年新たに登録した観光公式キャラクター「きりたん」の活用による広報活動を進めてまいります。また、浜中町観光協会や産業団体、観光関連事業者との連携を密にし、観光地として多くの方に選ばれるまちを目指して、地元特

製品のPRを兼ねたタウンプロモーションを推進してまいります。

①観光情報の発信について

観光リーフレットの刷新や浜中町観光協会と連携したSNSなどによる観光情報の発信により、本町を訪れる観光客へのサービス向上に努めてまいります。

②魅力ある観光イベントの創出について

浜中町観光協会等が実施する魅力ある観光イベントに対し、支援を継続してまいります。また、町内関係団体との協力体制のもと広域イベントへの積極的な参画を促進するにあたり、首都圏や関西圏などでのイベント創出に向けた協議を進めてまいります。

③厚岸霧多布昆布森国定公園の誘客促進について

国定公園への誘客促進については、北海道および厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会との連携を図ってまいります。また、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会等と連携し、地域での受入体制の整備を進めてまいります。

④ルパン三世を活用した観光の推進について

設立から10年余りとなるモンキー・パンチ&ルパン三世de地域活性化プロジェクトの活動

に多角的な参画を行うとともに、モンキー・パンチ・コレクションのリニューアル事業などに支援してまいります。

⑤観光拠点施設の運営について

霧多布湿原センターおよび霧多布温泉ゆうゆうについては、町民や観光客に親しまれる本町の重要な観光拠点施設であることから、指定管理者制度による運営を継続し、事業者のアイデアやノウハウを大いに活かした事業展開を図ってまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

町商工会補助	17,900
地域経済活性化促進奨励補助	2,000
ルパン三世PAYカードポイント付与助成	5,000
産業振興奨励補助	2,200
創業支援事業補助	7,000
後継者就業交付金	600
小規模事業継続支援補助	3,000
産業振興資金貸付金	3,219
中小企業特別融資資金利子補給	2,000
中小企業特別融資預託金	40,000
中小企業特別融資(新型コロナウイルス感染症対策特別融資)資金利子補給	2,198
特殊詐欺対策電話機設置費補助	50
町観光協会補助	2,800
ルパン三世地域活性化プロジェクト運営費補助	8,751
霧多布湿原センター管理運営負担金	33,010

自然を守り未来につながる住みよいまちづくり

(1)自然保全・景観形成について

本町は、霧多布湿原をはじめとした豊かな自然環境を有しており、この貴重な財産を後世に引き継いでいくためには、自然保護と地球温暖化対策の双方に目を向けながら取り組む必要があります。2050年カーボンニュートラルの実現に向けた「ゼロカーボンシティ宣言」、本町全体の脱炭素に関する目標などを示す「浜中町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」などに基づき、今後の事業展開を図ってまいります。

①自然環境の保全と脱炭素に向けた取り組みについて

家畜糞尿等を原料とするバイオガスプラントの整備については、今後における事業の方向性などの継続的な協議を進めてまいります。

公共施設のLED化の促進などについては、関係部署連携のもと、国や北海道が示す目標の達成に向けて取り組んでまいります。

「浜中町環境基本計画」については、令和7年度から新たな計画期間となることから、本町の環境に関する現状確認を行いながら、「浜中町環境基本条例」に基づいた改定を進めてまいります。

町内での環境教育については、浜中町学校版環境ISOに基づく環境にやさしい学校づくりを全ての小・中・高等学校で進めるとともに、出前講座等を通じて、環境保全に対する意識醸成を図ってまいります。

純ガソリンエンジン公用車両の所有割合を段階的に削減することを目的に、今年度新たに茶内支所に電気自動車および充電設備の導入を進めてまいります。

②魅力ある景観形成について

本町は自然景観や産業景観など、多種多様な景観を形成しております。魅力ある本町の景観

を守りつつ、その活用を図るにあたり、「浜中町景観条例」を基本に、新たに景観行政団体への移行を行うとともに、「浜中町景観計画」を策定し、本町における景観形成を講じるべく取り組んでまいります。

(2)環境保全・環境衛生について

①ごみ処理対策等について

「浜中町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化と資源リサイクル化を進めるとともに、ごみの分別徹底の意識啓発に取り組んでまいります。また、ごみ収集車両1台を更新し、円滑な収集体制の維持に努めてまいります。

可燃ごみについては、根室市への委託処理を継続してまいります。根室市の新たな廃棄物処理施設の建設に対しては、事業費の一部負担とともに整備に関する連携を図ってまいります。

ごみの不法投棄については、管内市町村で構成する自然の番人宣言推進委員会などと連携のもと、根絶に向けた取り組みを進めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

バイオマスプラント建設意向調査委託	3,454
資源物リサイクル活動奨励交付金	2,472
ごみ収集車両購入	21,741
可燃ごみ焼却委託	54,543
じん芥処理委託	83,974
根室市じん芥焼却場建設事業負担金	5,282

(3)交通安全・防犯対策について

①交通安全対策について

本町は本年2月29日現在、死亡交通事故ゼロ1,768日を継続しております。悲惨な交通事故を防ぐため、今後も旗の波啓発や事業所訪問の取り組みを継続するとともに、関係機関や関係団体と連携を図り、飲酒運転の根絶や高齢者の事故防止、通学時の安全確保などに向けた交通安全運動を広く展開してまいります。

②防犯対策について

犯罪や非行のない地域社会を構築するため、町民が安全・安心に暮らせるよう啓発活動を進めるとともに、青少年は地域で育むという視点のもと、関係機関・関係団体と連携を深め、地域における自主的な防犯活動に支援してまいります。また、厚岸地区防犯ふれあいコンサートを本町で開催するとともに、子どもの犯罪被害防止や特殊詐欺被害

防止に向けた防犯意識を高めることで、明るく安全で安心なまちづくりを目指してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

交通安全対策関連経費（町交通安全運動推進協議会補助ほか）	2,645
町道ロードマーク標示工事	2,000

(4)住宅・住環境の整備について

①民間賃貸住宅等整備の支援について

今年度新たに民間賃貸住宅等建設促進事業を創設し、事業者が行う民間賃貸住宅や従業員宿舍の建設費に対して支援することにより、町内における多様なニーズに対応した住まいの整備とともに、企業の安定的雇用や事業継続を促進してまいります。

②住環境整備の支援について

安心住まいの促進事業により、住宅の新築や改修費用の一部を助成することで、永く安心して住み続けられる住まいづくりを支援してまいります。

③町営住宅の整備について

「浜中町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の快適な環境整備を図ってまいります。

茶内団地については、昭和63年建設団地の長寿命化工事を実施するとともに、平成3年建設団地の長寿命化に向けた実施設計を進めてまいります。

④空家等の適切な管理について

空家等の適切な管理を図るため、広報誌等による啓発活動に努めるとともに、除却に対する支援を継続してまいります。

空家の利活用については「浜中町空家等対策計画」に基づき、空き家バンクや相談窓口を開設しながら情報提供等に努めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

民間賃貸住宅等建設促進助成	18,000
安心住まいの促進事業助成	5,000
茶内団地（S63）改修工事	195,000
茶内団地（H03）改修工事実施設計委託	8,600
不良空家等除却補助	10,000

(5)道路・交通網の整備について

①町道および橋梁の整備について

町道については、霧多布2条通、琵琶瀬西岡道路、浜中桜2号通の改良工事、新川1号道路側溝および茶内通学路通の排水改修を実施してまいります。橋梁については「浜中町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、万世橋補修工事を実施してまいります。

②地域公共交通の維持・確保について

町営バスについては「浜中町地域公共交通網形成計画」に基づき、町民の身近な生活交通手段として利便性が図られるよう、浜中町地域公共交通活性化協議会や町内の運行委託事業者と連携しながら運行してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

霧多布2条通局部改良工事	12,800
琵琶瀬西岡道路局部改良工事	3,800
浜中桜2号通局部改良工事	10,500
新川1号道路側溝補修工事	10,300
茶内通学路通排水改修工事	22,000
万世橋長寿命化補修工事	66,000
町道維持業務委託	50,000
町道除雪業務委託	40,000
町営バス運行委託	49,132
地方バス路線維持対策補助	12,916

(6)上・下水道の整備について

①上水道の整備について

「浜中町水道ビジョン」に基づき、浜中第3号配水池の耐震補強工事を継続するとともに、霧多布配水本管の耐震化更新工事を実施してまいります。また、水道事業・農業用水道事業ともに持続可能で健全な事業運営を進め、安全・安心な水道水の供給に取り組むとともに、自然

災害などに備え、町内における強靱な水道システムの構築に努めてまいります。

②下水道の整備について

特定環境保全公共下水道区域については「第2期浜中町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、電気および機械設備等更新工事の実施設計を進めてまいります。

漁業集落排水区域については「漁業集落排水施設機能保全計画」に基づき、計装機器の更新工事を実施してまいります。

なお、本年1月末現在における水洗化率は86.1%となっており、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道処理区域外の住民に対する合併処理浄化槽の設置に支援してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

浜中第3号配水池耐震補強工事	524,667
うち令和5年度	225,760
うち令和6年度	298,907
霧多布配水本管耐震化更新工事	85,193
下水道ストックマネジメント修繕改築工事実施設計委託	14,896
下水道ストックマネジメント修繕改築計画(第二次)管路調査	8,800
漁業集落排水施設機能保全工事	27,500
合併処理浄化槽設置事業補助	5,600

災害に強く町民によりそったまちづくり

(1)町土の保全について

①治山の推進について

急傾斜地崩壊や土石流のおそれがある土砂災害警戒区域については、はまなか防災マップ等の活用により周知してまいります。

②治水の推進について

水害対策については、防災関係機関と共同で浜中町水防訓練を実施するほか、ノコベリベツ川水害対策連絡会議を通じて関係機関との連携強化を図ってまいります。

③海岸保全の推進について

琵琶瀬地区から榊町地区の防潮堤嵩上については、早期完成に向け、北海道へ強く要望してまいります。

(2)防災体制の整備について

発生の可能性が高いとされる日本海溝および千島海溝沿いの巨大地震・津波、異常気象がも

たらす大雨や暴風雪など、予期せぬ自然災害への備えは喫緊の課題であります。

特に地震・津波対策については、町内の避難困難地域における人命を救うことを重点とした事業展開を図ってまいります。

①防災対策の推進について

津波避難施設については「津波避難対策緊急事業計画」に基づき、丸山散布避難高台の整備を継続してまいります。

琵琶瀬親睦、仲の浜、新川西、暮帰別地区においては、津波避難タワー整備に向けた実施設計を進めてまいります。

北海道が示す地震・津波による被害想定および減災目標においては、防災・減災対策の推進により大幅に被害を軽減できるとされていることから、国や北海道に対する技術的・財政的支援を要請してまいります。

避難路の整備については、道道霧多布岬線「湯沸坂歩道」と道道琵琶瀬茶内停車場線「MGロード」改良の早期完成に向け、北海道へ要望してまいります。

②防災意識の向上について

これまでの災害に関する教訓を伝承する取り組みや津波防災啓発用VR動画の積極的な活用など、災害に対する正しい知識と行動力を身に付けていただけるよう、町内における防災教育を推進してまいります。

津波避難訓練については、これまで以上に町内会・自治会と連携し、より実践を想定した訓練内容のもとで実施してまいります。また、本年も浜中町防災総合訓練のほか、防災講演会、災害図上訓練（DIG）、避難所運営訓練（HAG）などを実施し、多くの関係機関等との連携強化を図りながら、地域防災力の強化を図ってまいります。

③避難体制の整備について

迅速な避難場所等への避難に関する啓発活動については、はまなか防災マップや広報誌などを活用し、広く周知してまいります。特に令和6年能登半島地震の発生を受け、これまで以上に町民に対して冬期間における避難方法の周知に努めてまいります。

避難行動要支援者については、個別避難計画の作成に向けた取り組みを進めてまいります。

④行政機能の確保について

業務継続計画（BCP）については図上訓練等、実効性を高めるための取り組みを進めてまいります。

主な関連予算

（単位：千円）

丸山散布津波避難施設整備工事	420,200
うち令和5年度	199,584
うち令和6年度	220,616
津波避難タワー整備工事実施設計委託（4基分）・用地購入	41,371
応急給水タンク購入	7,469
災害用備蓄用品	2,071

(3)消防・救急体制の整備について

①消防体制の整備について

消防体制については、釧路東部消防組合浜中消防署との連携を図り、消防職員の育成や消防団員の確保・養成を図るとともに、各種訓練や消防団活動への支援により、本町における消防力の強化に努めてまいります。

消防設備等については、水槽付消防ポンプ車1台の更新と第5分団庁舎の改修などを進めてまいります。

②救急体制の整備について

救急については、高度な応急措置と搬送体制の維持に努めてまいります。

主な関連予算

（単位：千円）

水槽付消防ポンプ自動車購入	97,547
分団庁舎改修工事	2,849
消火栓取替工事	11,330
潜水資機材等購入	2,341
自動体外式除細動器（AED）購入	7,132

子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり

(1)地域福祉について

①地域で支える基盤づくりについて

地域福祉の中核を担う浜中町社会福祉協議会の事業運営に支援するとともに、当協議会の新たな事務所となる旧琵琶瀬小学校校舎の改修工事を実施してまいります。

要支援者の支援については、民生児童委員や関係機関との連携を図ってまいります。

②地域共生社会の推進について

浜中町地域活動支援センターを共生型地域福祉の活動拠点とし、障がい者と高齢者、地域住民との交流を推進するとともに、障がいのある方々への生産活動等の機会提供に努めてまい

ります。

また、宅配用弁当の高齢者配食サービス事業については、高齢者の見守り対策と併せながら継続してまいります。

主な関連予算

（単位：千円）

町社会福祉協議会補助	42,564
旧琵琶瀬小学校校舎改修工事（町社会福祉協議会事務所移転）	19,300
地域活動支援センター等運営委託	15,575

(2)高齢者福祉について

「浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を総合的かつ計画的に推進してま

います。

高齢者の方々への生きがい対策として、地域における活動支援を継続してまいります。

①福祉サービスについて

障がい者や高齢者の方々それぞれの地域で安全・安心な生活が確保されるよう、外出支援、自立生活支援、除雪サービスを実施してまいります。

また、難聴者の社会参加を促進するにあたり、今年度新たに補聴器の購入に支援してまいります。

②健康づくりと介護予防について

高齢者が活動的で生きがいのある生活を営むことができるよう、後期高齢者の健診受診促進に向けた健診無料化のほか、感染症対策としてインフルエンザおよび肺炎球菌の予防接種料助成を継続してまいります。また、地域において介護予防教室や健康教室を実施してまいります。

③介護保険制度とサービスの充実について

介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援と認定された方々への訪問・通所サービスを展開するとともに、認知症高齢者に対応する施策を総合的に推進し、支援を必要とする方々を地域で支える地域包括ケアシステムの強化を図ってまいります。

また、地域の介護中核である浜中福祉会の事業運営に支援するとともに、介護サービス等の連携を図ってまいります。

④介護職員の人材育成と確保について

介護職員の人材不足は本町も喫緊の課題であることから、介護職員初任者研修の受講希望者への助成のほか、浜中福祉会の人材確保事業に支援してまいります。また、浜中町福祉職修学資金貸付制度の周知啓発を図り、町内における福祉職の人材確保に取り組んでまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

浜中福祉会補助	37,745
高齢者在宅生活支援事業委託	17,145
デイサービス事業補助	19,203
難聴者補聴器購入費等助成	291
介護職員初任者研修補助	136
福祉職修学資金貸付金	1,920

(3)障がい者福祉について

「浜中町第7期障がい福祉計画」および「浜中町第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス等を計画的に推進してまいります。

①日常生活支援・社会参加の促進について

障がいのある方々が地域の中で自立した生活が送れるよう、浜中町地域活動支援センターでの事業展開を図ってまいります。

また、相談支援等を実施することにより的確な福祉サービスの提供に努めてまいります。

②浜中町子ども発達支援センターについて

浜中町子ども発達支援センターについては、ことばや身体の発達などに不安を抱える児童をサポートしながら、通所者に対する療育の充実を図ってまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

重度心身障がい者ほか医療費扶助	6,240
特定疾患患者等通院交通費助成	1,890
在宅精神障がい者通院等交通費助成	504
心身障がい児扶養手当	720
児童発達支援サービス等運営費補助	1,500

(4)子育て支援・児童福祉について

①母子保健等について

産後ケア事業については、利用料の全額公費負担を継続し、産前産後サポート等の妊娠・出産包括支援事業を展開してまいります。また、今年度から妊産婦健診に係る費用の一部助成を拡充するとともに、1か月児健診や新生児聴覚検査の全額助成のほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などにより、妊娠・出産・子育て期全てにおける支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援アプリ情報配信サービス、妊産婦健診交通費の助成、誕生祝品として積み木のプレゼントを継続するほか、今年度新たに不妊治療交通費の一部助成を実施してまいります。

②保育所の運営について

町内保育所において、保育を必要とする家庭に対し通常保育のほか、一時預かり・延長保育、子育て支援センター事業を展開してまいります。さらには全ての保育所での給食提供および利用者の給食費無償化など、様々な保育サービスの提供により、働く世代の方々などの子育て環境の充実に努めてまいります。

③放課後児童の健全育成等について

放課後児童クラブについては2地区で開設し、保護者等が子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めてまいります。また、子ども預かり等の相互援助を行うファミリーサポートセンター事業を継続してまいります。

今年度新たに家事や育児の援助を行う子育て

世帯訪問支援事業を実施してまいります。さらに、今年度新たに子どもを一時的に養育困難となった場合に対応できるよう、子どもショートステイ事業を展開してまいります。

浜中町子ども家庭総合支援拠点については、対象者の相談と支援の充実を図ってまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

産前産後ケア事業委託	5,381
出産祝金	2,500
誕生祝品製作委託	372
不妊治療費助成・不妊治療費交通費助成	1,573
保育所保育料扶助	996
保育所給食に要する経費	41,569
保育所等給食費助成	1,782
放課後児童クラブ運営経費	13,459
ファミリーサポートセンター事業	275
子ども医療費扶助	19,248

(5)ひとり親・低所得者福祉について

①生活支援について

ひとり親家庭や生活保護世帯など、低所得世帯が自立した生活を送ることができるよう、各種制度の周知や相談支援とともに、福祉灯油購入助成や生活支援金の給付を継続してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

ひとり親家庭等医療費扶助	2,460
福祉灯油購入助成	2,559
低所得者世帯等生活支援助成	2,150

(6)医療体制の整備について

①地域医療の充実について

浜中診療所については常勤医師2人が患者に寄り添う「かかりつけ医」となり、より充実した医療サービスの提供に努めてまいります。医療連携については、北海道大学病院の派遣医師による外来診療、町立厚岸病院との夜間・休日の救急医療連携を継続してまいります。

歯科医療については、委託する歯科医師との連携を密にし、町内における診療体制を維持してまいります。

さらに、町民一人ひとりの命を守る対策として、高齢者や障がい者を有する方への命のバトンの配布、浜中町健康・医療相談ダイヤル24の活用促進を図ってまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

厚岸郡広域救急医療体制負担金	19,929
電話健康医療相談委託	1,641
浜中診療所医療用備品購入（車いすスケール、浴槽用ストレッチャーほか）	874
おたふくかぜワクチン接種料助成	548

(7)保健・健康づくりの推進について

①保健予防対策について

小児の感染症予防のため、各医療機関と連携して定期接種を無料実施するとともに、1歳児から高校生までを対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成のほか、今年度新たに未就学児のおたふくかぜワクチン接種料の全額助成を実施してまいります。

風しんの予防対策については、定期接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の抗体検査および予防接種を無料で実施してまいります。

②健康づくりについて

がん検診や特定健診については、完全無料で実施してまいります。加えて、20歳から39歳までの国民健康保険加入者の若年健診、休日を活用した健診や未受診者対策を進めてまいります。

さらに、生活習慣病予防に向けた特定保健指導を徹底するとともに、「浜中町健康増進計画」に基づき、町民の健康の保持・増進に努めてまいります。

(8)保険・年金について

①国民健康保険事業等について

国民健康保険については、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を図るとともに、浜中町国民健康保険運営協議会での審議のもと、健全な運営に努めてまいります。

また、「浜中町国民健康保険第2期データヘルス計画」や「浜中町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防など、加入者の医療費適正化事業に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合との連携のもと、適正な事務を進めてまいります。

②国民年金等について

国民年金等については、年金事務所との連携のもと、適正な事務を進めるとともに、町民への年金制度に関する適切な情報提供に努めてまいります。

地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

(1)町民との共創によるまちづくりについて

①町民参画について

町民と行政がより一体となったまちづくりを推進するにあたり、町民の皆さまから行政に届けられる意見や要望などの的確な把握に努めてまいります。また、町内会・自治会、各団体からの要望などを随時受け付け、開かれた行政運営を進めてまいります。

②広報活動の充実について

行政情報等については、広報誌や町ホームページ、防災行政無線を活用しながら、的確かつ幅広い発信に努めてまいります。

(2)コミュニティ活動の推進について

①地域振興補助について

地域のコミュニティ団体などが実施する地域活性化に向けた事業などについては、地域振興補助により支援してまいります。

②人づくり事業について

本町の将来を担う人材育成が図られるよう、地域活性化や産業・地域振興につなげる事業については、人づくり事業として支援してまいります。

③公共施設の整備について

公の集会施設については、老朽化の著しい湯沸母と子の家の建替工事に向けた実施設計、茶内第三寿の家の解体工事を実施してまいります。また、既存施設の長寿命化を図るため、共和会館の外部補修工事、茶内コミュニティセンター多目的ホールの照明改修工事を実施してまいります。

(3)行政運営について

①行政改革と執行体制について

行政改革については、「第9次浜中町行政改革大綱」の評価実績を行い、安全で良質な公共サービスの確実かつ効率的な提供に向け、事務事業の見直しを図るとともに、「第10次浜中町行政改革大綱」を策定してまいります。加えて、職員の適正配置や人材育成など、将来を見据え

た組織体制づくりに向けた検討を進めてまいります。

浜中町総合教育会議が策定した「浜中町教育大綱」の基本方針に基づき、町と教育委員会が連携のもと、学校教育と社会教育のさらなる充実を目指してまいります。

②ふるさと納税について

ふるさと納税については、農業・漁業・商工業が一体となり、より魅力あふれる地場製品の拡充や開発を図るとともに、本町のPRとして大いに活用できるよう、さらなる事業の発展・充実を目指してまいります。

今年度新たに、国が認定した地域再生計画に基づく本町の地方創生事業に対して、企業が寄附を行う浜中町企業版ふるさと納税制度を創設し、地域活性化に資する事業展開につなげてまいります。

③情報管理について

刻一刻と変化する情報化社会に適切に対応するため、ICTおよびDXの推進を図ってまいります。また、安全・安心な行政サービスの提供に向け、個人情報保護法に基づく制度の強化と情報セキュリティ対策に取り組むとともに、町民の利便性向上のため、電子申請をはじめとした業務のデジタル化を推進してまいります。

④マイナンバーカードについて

マイナンバーカードについては、令和6年12月から現在の健康保険証と一本化したマイナ保険証として利用が開始されることを踏まえ、窓口や広報誌などを活用しながら、町民への取得促進を図ってまいります。

(4)健全な財政運営の推進について

①長期的視野に基づく財政運営について

本町の財政運営は、地方交付税および補助金・交付金などにその多くを依存しております。大型事業等の展開においては、財源確保に向け、より有利な地方債等の借入を行うなど、莫大な財政負担が伴うことがないよう取り組んでおります。

しかし、人口減少を要因とする社会保障費の増加、昨今の物価高騰等の影響、公共施設やインフラの改修整備が必要になるなど、まちづくりを進める上で対応すべき行政課題が山積しております。

今後、「第6期浜中町まちづくり総合計画」に基づき、長期的視野に立った計画性のある事業展開と財政健全化を図りながら、将来負担が決して過大とならないよう、安定した財政基盤づくりに取り組んでまいります。

②適正・公平な課税の推進について

貴重な自主財源である町税の課税事案の処理にあたっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行い、適法性・統一性の確保に努めてまいります。

③町税の収納対策について

町税の収納においては税制度や課税内容の丁寧な説明に努め、納税意識の高揚を図ってまいります。

また、コンビニ収納やスマホアプリ決済を継続するほか、地方税共通納税システムの対象税目拡大により納付手段の多様化を図り、納税環境の充実に努めてまいります。

④債権管理の適正化について

使用料や手数料などの自主財源の確保に向

け、「浜中町債権管理条例」に基づいた適正な債権管理と事務の統一化を図り、受益者負担の公平性と財政健全化に努めてまいります。

(5)地域間交流の推進について

①他地域との交流について

これまで本町と関わりを持つ地域との協力・連携を深めることを目的とし、新たな地域間交流の創出に向けた検討を進めてまいります。

(6)広域行政の推進について

①各市町村や関係団体との広域連携について

釧路定住自立圏協定や根釧酪農ビジョン推進会議などにおいて、各市町村や関係機関などとの広域連携を図ってまいります。

北海道横断自動車道根室線については、各期成会や沿線自治体などと連携し、整備促進に向けた要望活動を進めてまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

地域振興事業補助	800
人づくり事業推進補助	500
結婚祝金	1,500
結婚新生活支援事業補助	900
U・I・Jターン新規就業支援事業補助	1,600
湯沸地区集会施設建替工事実施設計	8,800
茶内第三寿の家解体工事	10,000
共和会館外部改修工事	9,200
茶内コミュニティセンター照明改修工事	5,500

むすびに

私は昨年10月の町長就任後の所信表明で、「産業振興で持続するまちづくり」、「元気あふれる活気に満ちたまちづくり」、「自然と共生するまちづくり」、「安全・安心な生活を守るまちづくり」、「次代を担う子どもたちのためのまちづくり」という5つの重点政策を掲げました。何よりも私が目指すのは、全ての町民の皆さまが安心して歳を重ね、「人」も「地域」も輝き続ける魅力溢れる浜中町の姿を描くことでもあります。

デジタル化による情報化社会の進展、あるいは人口減少による地方社会の変革など、私達にとりましては数年先の社会情勢を予測することさえ難しい時代になっております。

そのような中、行政に求められるニーズもより高度化・多様化しておりますが、私は行政課題と正面から向き合い、町民の皆さまとともに「オール浜中」によるまちづくりの推進に全力を尽くしてまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和6年度 教育行政執行方針

教育長 佐藤 健二



令和6年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、教育行政を代表し、教育行政執行に対する所信と教育行政運営の基本的な考えを申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまにご理解とご協力をいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上で5類になり、世の中が少しずつ日常を取り戻しています。しかし時代は、多様化、グローバル化、電子化、情報化が進み、非連続で予測困難であるとともに人口減少社会が進行する一方で、全てのひととモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新たな価値を生み出すIoTでSociety5.0社会時代の到来により、課題や困難を克服していく大きな変革期を迎えております。私達には、これまでのコロナ禍の経験を生かしつつ、従来の枠組みにとらわれない教育活動の全ての分野において再構築を図ることが求められています。

そこで、本町教育の基本理念である「ふるさと浜中に生き、豊かなまちを拓き創造する人づ

くり」、さらには、第6期浜中町まちづくり総合計画の基本目標である「豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり」の実現に向け、浜中町はこの大きな変革期であることに向き合い、本町教育のよさを次代に引き継ぐために、持続可能な教育環境を意図的に計画づけ、浜中町の新しい学校づくり計画、霧多布高等学校の存続に向けた取り組み、給食調理業務の委託実施、リニューアルした総合文化センターの機能を生かした取り組みを進めてまいります。また、本町教育のよさを最大限に生かし、防災教育の充実、教員の労働環境や学校教育環境、部活動地域移行の整備、社会教育環境の充実を進め、次代に悔いを残さないような新たな教育行政施策を覚悟をもって行ってまいります。

＝ 豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり ＝

1 学校教育の充実

「生きる力」は、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の調和のとれた力です。学校教育では、この「生きる力」の育成に向けた教育の充実に取り組んでまいります。

今日のように、急激に変化する時代だからこそ、学校はその状況を前向きに受け止める姿勢が大切です。学校教育では、人間ならではの創造性を働かせる資質・能力を育成し、ふるさとへの誇りや愛着を深め、児童生徒が自ら進んで学びに向かい、人生を主体的に切り拓く力を育てる教育を推進してまいります。

(1) 教育内容の充実について

各学校の教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質を高めていくカリキュラム・マネジメントの実現により充実させてまいります。

① 「生きる力」の育成について

「確かな学力」の育成については、町独自の学力調査や全国学力・学習状況調査などの各種学力調査の結果を活用し、児童生徒の学力などに関する客観的なデータに基づいた組織的な授業改善を推進してまいります。

また、主体的に学ぶ力の育成に向けたデジタル教科書やICTの利活用を進め、個別最適な学びと協働的な学びを一体として実現する授業改善により一層取り組むとともに、今日的教育課題の解決や自校の教育課題の解決に向けた研究を学校全体で率先して行う学校を研究校として指定し、学校における教育研究への指導・支援を行ってまいります。併せて、家庭との連携に基づいた放課後学習や長期休業中の補充学習、一人一台端末を活用した児童生徒一人ひとりの実

態に合わせた学習保障をしてまいります。

「豊かな心」の育成については、道徳教育の充実に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論する道徳授業の実践化を図るとともに、「生徒指導提要」を活用した取り組みとして、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成についての研修を進め、全教職員の共通理解・共通実施に取り組んでまいります。

また、学校図書管理体制の整備や情報化に取り組み、家庭や地域と連携して、日常から本に親しむ習慣の定着に向けた読書活動を行ってまいります。

いじめ・不登校等の問題に関しては、「浜中町子ども地区会議」や「1学校1運動」の実施、未然防止および早期対応のための教育相談の充実、スクールカウンセラーの配置、相談相手や心のつながり・学習保障のためにICTを活用してまいります。

「健やかな体」の育成については、体力・運動能力、運動習慣 など調査結果の分析に基づいた計画を策定し、体育科の授業改善はもとより、継続して運動を続ける意欲を引き出す体力向上の取り組みを推進してまいります。

②地域の特色を活かした教育や学校運営協議会制度の充実について

地域の特色を活かした教育の充実につきましては、散布小中学校の海洋教育の成果を生かし、各校の総合的な学習時間の充実をさせ、暑さ問題、地球温暖化対策等、各学校の実態に応じたSDGsの視点により持続可能な循環型教育活動の展開を目指します。インターネット上の情報に頼ることなく、ふるさと浜中の学習材や人財と出合わせ、体験を大切に、児童生徒自らが問題を発見し解決していく活動を重視いたします。

また、環境保全活動や環境問題の解決に学校ぐるみで取り組む「学校版環境ISO」や美しい自然環境を未来に引き継ぐまちづくりに参加する「自然の番人宣言」の取り組みを継続してまいります。

保・小・中・高等学校における校種間連携や地域との連携については、教職員の交流、子どもの交流、確実な引継を進める等、それぞれの校種間における組織的な連携・接続を円滑にします。とりわけ保・小連携事業につきましては、目指す6歳の姿を校種間の全職員が共有し、「架

け橋期のカリキュラム」の策定に努めてまいります。小・中・高等学校につきましては、児童生徒の理解に向けた実態交流や授業交流を通して12年間を見据えた切れ目のない指導・支援の充実を努めてまいります。

また、地域住民が児童生徒に関する課題や目標を共有し、学校運営に参画することを通して学校運営の改善・充実を図る「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を町内全ての小・中学校において活用し、保護者や地域住民による熟議のもと、学校・保護者・地域の連携による学校づくりを推進してまいります。

③特別支援教育の充実について

児童生徒一人ひとりの実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の策定と実施により、将来の自立につながる支援を実現してまいります。そのために、教職員・保護者によるアセスメントの力を高め、特別支援担任による適切な教材の準備や児童生徒への関わりができるよう「LITALICO教育ソフト」を教職員用校務パソコンに導入し、効率的・効果的な特別支援教育の充実を図ります。

また、学習支援員の配置や「浜中町特別支援マップ」を作成し、町教育支援委員会や町健康福祉課、保育所など関係機関との連携を通して、障がいのある児童生徒とその保護者の教育的ニーズを適切に捉えた支援を行ってまいります。

④国際理解教育および外国語教育の充実について

児童生徒が将来にわたって異文化理解や異文化コミュニケーションを行っていきけるよう、小学校に外国語専科教諭の配置、外国語活動指導助手、中・高等学校に外国語指導助手を派遣し、児童生徒にとって魅力溢れる外国語教育を推進してまいります。

⑤ICT教育の充実について

情報活用能力の育成に向けて、ICTを活用した教育、プログラミング教育の充実を図り、児童生徒一人ひとりに個別最適化され、創造性を育むGIGAスクール構想の具現化に向けた授業改善と遠隔地の学校や企業とリモートでつながる授業の試行を推進してまいります。また、具体的なICT機器等の教室配備計画を策定し、計画的なICT環境の充実を図ります。

⑥教職員の指導力向上について

町教育委員会主催の研修会を開催するとともに、釧路教育局や教育研究所と連携しながら、各種研修会への参加を促進し、教職員の資質・

能力向上に努めてまいります。特に、児童生徒の目指す「資質・能力」を明確にし「学ぶ力」を高めることに着眼した研修を進めるとともに、一人一台端末を積極的に活用し、協働的な学びを実現する授業改善のため昨年度導入したロイロノート等の活用方法を含めた研修の機会を設定し、教職員のICT活用能力の向上にも努めてまいります。

⑦学校における働き方改革の推進について

「浜中町働き方改革アクションプラン（第3期）」を策定し、校務の効率化と役割分担の推進、学校運営体制の見直し、教職員の意識の変容を促す取り組み、学校サポート体制の充実を進めてまいります。

(2)教育環境について

児童生徒や教員にとって、安心・安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。

また、保護者への経済的負担軽減にも取り組んでまいります。

①校舎・屋体について

各種学校設備の保守点検を実施するなど、児童生徒および利用者の安心・安全や施設の老朽化の緊急度を考慮しながら改修・補修を行い、施設・備品の維持管理に努めてまいります。

②閉校施設について

町長部局と連携し、利活用の可能性や老朽化施設の解体を検討してまいります。

③教員住宅について

教員住宅の改修・補修や民間住宅への斡旋を行い、快適な住環境の提供に努めてまいります。

④学校配置の適正化について

本町の今後の町づくりに即した新しい学校の在り方について、保護者や地域との話し合いや情報発信を行いながら、学校適正配置基本計画の作成に努めてまいります。

⑤スクールバスの運行について

バス通学における児童生徒の負担軽減を図るため、適切な路線設定による効率的な運行を行い、安全運行を徹底してまいります。

⑥児童生徒の安全確保について

学校の実態に即した危機管理マニュアルに基づき、地震や津波災害などの具体的状況を想定した訓練を実施し、安全確保に努めてまいります。

また、防災教育の充実を進め、居住地域によらず適切な防災教育を行い、そのために浜中町

として児童生徒に育てたい資質・能力を明確にし、学習コンテンツづくりや罹災後を想定した町民皆で乗り越える風土づくりができる教育の準備を進めてまいります。

さらに、家庭や地域、各関係機関と連携しながら、校内外・登下校時の安全対策に取り組み、病気や怪我の予防、薬物乱用の防止、心身の発達と性に関する指導を通して、自ら身を守ることのできる子どもを育成する安全教育を実施してまいります。

⑦保護者負担の軽減について

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や修学旅行費の援助、育英基金を活用した奨学金の給付、遠距離通学費助成を引き続き実施してまいります。

(3)学校給食の充実について

公会計により歳入歳出を透明化し、食材価格の変動に対応するため計画的な食材などの購入に努め、民間へ調理業務の委託により安定的に安心で安全なおいしい学校給食を提供してまいります。

また、学校と栄養教諭が連携し、望ましい栄養摂取や食習慣など、食に関する正しい理解と地元食材の活用を通して食材に関わる人たちの存在、食文化や体力・健康と結びつけた「食育」を実施してまいります。

(4)高等学校教育の振興について

社会人としての基礎を培う教育活動の充実、地域に貢献する人材を輩出する学校づくりに積極的に取り組んでまいります。

また、地域住民に愛され信頼される、魅力にあふれた学校生活を学校ホームページなどで発信してまいります。

さらには、入学者獲得のため広報活動を展開するとともに、地域密着型で魅力ある教育課程の編成を検討してまいります。

①教育内容の充実について

町立高校として地域資源を最大限に生かした「浜中学」をはじめとした探究学習や企業体験学習などのキャリア教育の特色ある教育活動を活性化し、地域社会に貢献する人材を育成してまいります。

海外交流視察研修は外国語をツールとして発信、交流、課題解決や問題提起ができる国際的な視野に立つ人材を育成し、国内の産業視察研修、環境視察研修は事業内容の充実を図り、生徒の知見を高め、郷土愛を育み、これら視察研

修での学習内容を地域へ還元できるよう引き続き実施してまいります。

また、生徒一人ひとりの個性や能力に応じた指導の充実を目指し、少人数指導や習熟度別授業および学習支援員を配置した学習指導、個別支援制度を活用した進路指導により、生徒のニーズに応えたきめ細かな教育を推進してまいります。

さらには、高度情報化社会に対応できる人材の育成に向けて、ICT機器を活用した授業展開や主権者教育の充実など、知識や技術はもとより未来社会で生き抜く力の育成に努めてまいります。

②教育環境の整備充実について

防災意識を高めるため避難訓練を実施するとともに、町と連携した防災計画・防災マニュアルになるよう見直し、防災体制の充実を図ってまいります。

スクールバスを運行し、通常の登下校および部活動後の下校の手段並びに各種学校行事などにおける生徒の移動手段を引き続き確保してまいります。

また、教職員の働き方改革のため、ICT機器の整備と活用を進めてまいります。

さらには、保護者の負担を軽減するため、遠距離通学費、各種模擬・検定試験費用の全額補助、見学旅行費の一部補助を引き続き実施し、生徒の安定した高校生活の支援に努めてまいります。

2 社会教育の推進と充実

町民が生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を営むためには、生涯各期での様々な学びが必要なことから、町民の自主的・主体的な活動を支援するとともに、課題に応じた学習機会を提供してまいります。

また、社会教育活動に関する課題を捉え、それらに関係団体と連携・協力のもと解決へと結びつけるコーディネート機能の充実に向けてまいります。

(1)乳幼児期教育の充実について

乳幼児の豊かな心を育み、健やかな発達を促し、親子のふれあいを深めるため、「にこにこファミリーフェア」「ブックスタート」、おもちゃ遊び、スポーツ体験などの事業を引き続き実施するほか、町健康福祉課や保育所と連携・協力を図ってまいります。

(2)青少年期教育の充実について

青少年に体験を通じた学習の機会を提供するため、「少年少女国内派遣事業」「中・高校生ボランティアリーダー養成講座」などを引き続き実施するほか、学校向けの事業「生涯学習活動推進支援事業」「少年と高齢者とのふれあい促進事業」「親子ふれあい学級」「中学生の陶芸体験」を通して、学校との連携・協力を図ってまいります。

このほか、青少年の健全育成のため「少年の主張大会」を実施してまいります。

(3)成人期教育の充実について

成人に地域課題の解決や生活に活かされる学びの機会を提供するための講演会を実施するほか、事業を通して仲間づくりや主体的に活動することのできる人材の育成に取り組んでまいります。

また、子育て世代に向けた「子育てセミナー」や「家庭教育講演会」を実施するなど、町民の多様な生活基盤に対応した学習機会の充実を図るとともに、総合文化センター内に子育て世代が気軽に集える交流スペースを創出し、仲間づくりや子育てに対する不安や悩みの解消につながる支援体制の整備に努めてまいります。

(4)高齢期教育の充実について

高齢者の健康で文化的な生活を支えるため「生きがい教室」を実施するほか、町健康福祉課や社会福祉協議会と連携・協力を図ってまいります。

(5)学習拠点の充実について

学習拠点としてリニューアルした総合文化センターの機能を活用し、誰もが文化・芸術活動にふれあうことができるような「芸術鑑賞事業」や「文化活動体験事業」の開催に取り組んでまいります。

また、施設が有する図書館・博物館機能を通じて、読書活動の推進や歴史学習の機会の提供を図るとともに、社会教育活動の情報発信に努めてまいります。

3 芸術・文化活動の推進

芸術や文化は、豊かな情緒と感性を育み、人生に楽しみと潤いをもたらしてくれます。豊かで文化的な生活を営むため、芸術・文化に親しみ、深めていくことができるよう機会を提供してまいります。

また、町民が生涯各期において自らの趣味嗜好に応じて芸術・文化に親しむことができるよ

う芸術・文化活動の推進に努めてまいります。

(1)芸術・文化の振興について

地域の芸術・文化活動の持続可能性を高めるため、文化協会や各団体へ引き続き支援するほか、活動の成果を発表する機会として「総合文化祭」を継続して開催するとともに、全道・全国規模の大会に出場する個人および団体へ支援してまいります。

(2)文化財の保護・保全について

文化財の重要性への理解を深め、後世へ受け継いでいくため、引き続き文化財の保護に努めてまいります。

また、総合文化センター郷土資料室を活用した学習機会の充実を図り、本町の自然や歴史、文化を後世へ伝承していく役割を担ってまいります。

4 スポーツの振興

気軽にスポーツを楽しむことは、心身ともに健康で明るい生活をもたらしてくれます。また、健康への意識が高まり、スポーツを通じた健康づくりに関心が向けられております。このため、本町においては、豊かで健康的な生活を営むために、スポーツに親しみ、深めていくことができるよう機会を提供してまいります。

また、各スポーツ事業を展開するうえで、利用者の安全を確保することはもちろんのこと、近年の気候変動により猛暑日が続く場合の施設対応や熱中症対策等を徹底し、町民が安全・安心して親しみことができるようスポーツの振興に取り組んでまいります。

(1)スポーツ活動の振興について

地域のスポーツ活動の持続可能性を高めるために、引き続きスポーツ協会やスポーツ少年団、各団体への支援のほか、活動の成果として全道・全国規模の大会に出場する個人および団体への支援を実施してまいります。

また、スポーツ推進委員会を中心として、子どもがスポーツに参加する機会を充実させ、町民だれもがスポーツ及びレクリエーション活動を実践し参加することができるスポーツ教室や競

技大会を企画・運営し、競技人口の拡大と指導者の育成に努めてまいります。

(2)部活動の地域移行について

本町の中学校における部活動の地域移行については、昨年設置しました部活動地域移行検討協議会の意見等を踏まえ、部活動を拠点校化とし生徒がスポーツ・文化芸術活動を格差なく活動できるよう環境整備に取り組んでまいります。

拠点校化に向けては、生徒の送迎方法や教員に代わる指導者の確保等様々な課題を整理し、スポーツ協会及び文化協会などの関係機関との連携を図りながら取り組んでまいります。

また、部活動の地域移行と併せ、児童のスポーツ・文化芸術活動を支援し、町内の小中学生が一体となってスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる環境も併せて進めてまいります。

(3)スポーツ施設の充実について

町民の主体的なスポーツの活動を支援するために、大規模運動公園をはじめとした「社会体育施設」の利用促進を図ってまいります。

このほか、施設の長寿命化に向け、計画的な改修を実施してまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

ICT教育関連経費（小・中・霧多布高校）	11,639
教職員校務用パソコン等借上（小・中・霧多布高校）	6,219
学校用バス運行委託（町内の小・中・霧多布高校）	69,023
修学旅行補助（町内の小・中・霧多布高校）	2,711
児童生徒の給食無償化経費	25,769
学校給食配送車運行委託	8,011
霧多布高校海外交流派遣負担金	4,315
霧多布高校国内視察研修負担金	1,826
地域みらい留学事業負担金	1,575
少年少女国内派遣事業負担金	1,800
総合文化センター改修工事	1,117,931
	うち令和5年度 614,058
	うち令和6年度 503,873
総合体育館備品購入（ランニングマシン2台更新）	4,455
スポーツ振興補助	2,500

むすびに

現代における教育課題は高度化・複雑化しており、それに伴って教育行政が取り組むべき使命も非常に重くなっておりますが、ふるさと浜中に誇りと愛着を持ち、本町の未来を担う子どもたちが自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶ「学校教育」と、生涯にわたる学びや文化・スポーツに親しみ、生活に潤いと活力を生み出す「社会教育」を積極的に展開してまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和6年度当初予算

町民と行政との共創のまちづくりに使われます

一般会計予算額 92億3,884万8千円

歳入内訳比較

(単位：千円)

	令和6年度	令和5年度	比較
町 税	865,993	797,144	68,849
地方譲与税	126,810	123,196	3,614
利子割交付金	300	500	△ 200
配当割交付金	1,700	1,700	0
株式等譲渡所得割交付金	1,900	1,200	700
法人事業税交付金	8,500	7,400	1,100
地方消費税交付金	144,100	142,600	1,500
環境性能割交付金	8,900	8,100	800
国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	300	0
地方特例交付金	3,488	3,700	△ 212
地方交付税	3,550,000	3,539,000	11,000
交通安全対策特別交付金	900	900	0
分担金及び負担金	73,596	62,962	10,634
使用料及び手数料	188,575	175,265	13,310
国庫支出金	550,715	708,361	△ 157,646
道支出金	352,251	356,440	△ 4,189
財産収入	28,667	31,810	△ 3,143
寄附金	1,303,140	1,103,040	200,100
繰入金	737,095	804,802	△ 67,707
繰越金	10	10	0
諸収入	83,108	78,441	4,667
町債	1,208,800	1,316,700	△ 107,900
歳入合計	9,238,848	9,263,571	△ 24,723

歳出内訳比較

(単位：千円)

	令和6年度	令和5年度	比較
議会費	55,080	52,671	2,409
総務費	1,936,973	1,748,274	188,699
民生費	903,898	872,531	31,367
衛生費	799,570	763,698	35,872
農林水産業費	654,059	671,013	△ 16,954
商工費	177,459	158,065	19,394
土木費	633,763	796,668	△ 162,905
消防費	680,911	680,097	814
教育費	1,074,705	1,175,227	△ 100,522
公債費	1,044,978	1,036,400	8,578
給与費	1,272,452	1,303,927	△ 31,475
予備費	5,000	5,000	0
歳出合計	9,238,848	9,263,571	△ 24,723

問い合わせ先
役場企画財政課財政係
☎62-2146



各会計予算（令和6年度当初予算対前年度比較）

(単位：千円)

会計名	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率(%)
一般会計	9,238,848	9,263,571	△ 24,723	△ 0.3
国民健康保険特別会計	1,175,226	1,188,628	△ 13,402	△ 1.1
後期高齢者医療特別会計	83,776	79,007	4,769	6.0
介護保険特別会計	506,698	493,354	13,344	2.7
浜中診療所特別会計	305,136	340,121	△ 34,985	△ 10.3
水道事業会計	638,571	523,629	114,942	22.0
下水道事業会計	613,961	613,767	194	0.0
合計	12,562,216	12,502,077	60,139	0.5

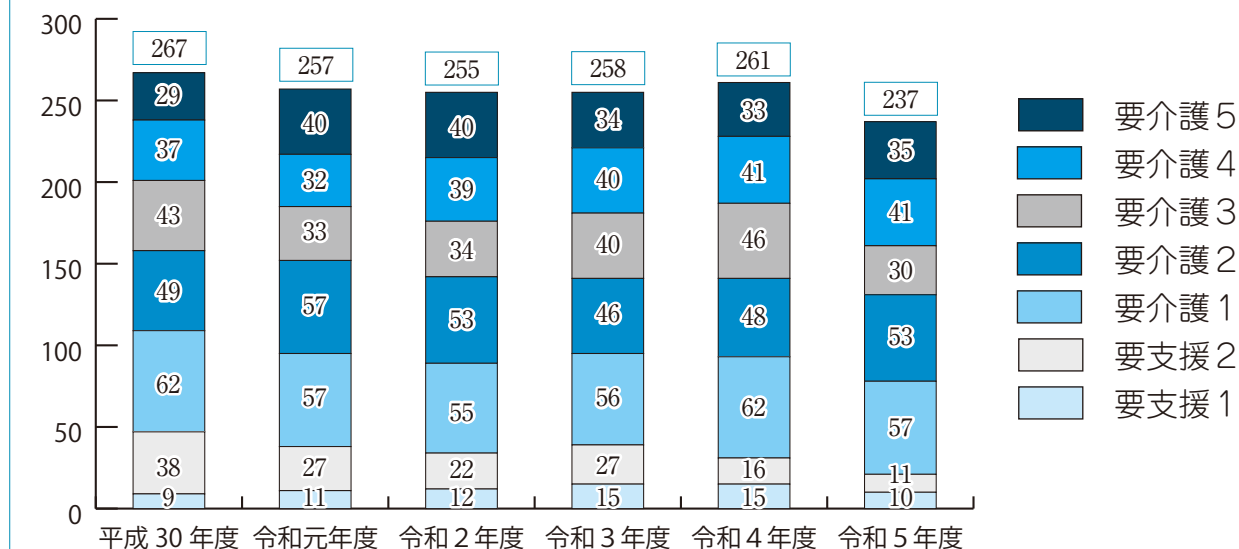
65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の改定について

介護保険制度では、3年ごとに介護サービスにかかる費用の見込みをもとに保険料の見直しが行われます。本町では、今後、介護保険の費用（保険給付費）の増加が見込まれることから、令和6年度～令和8年度において、保険料を増額改定します。

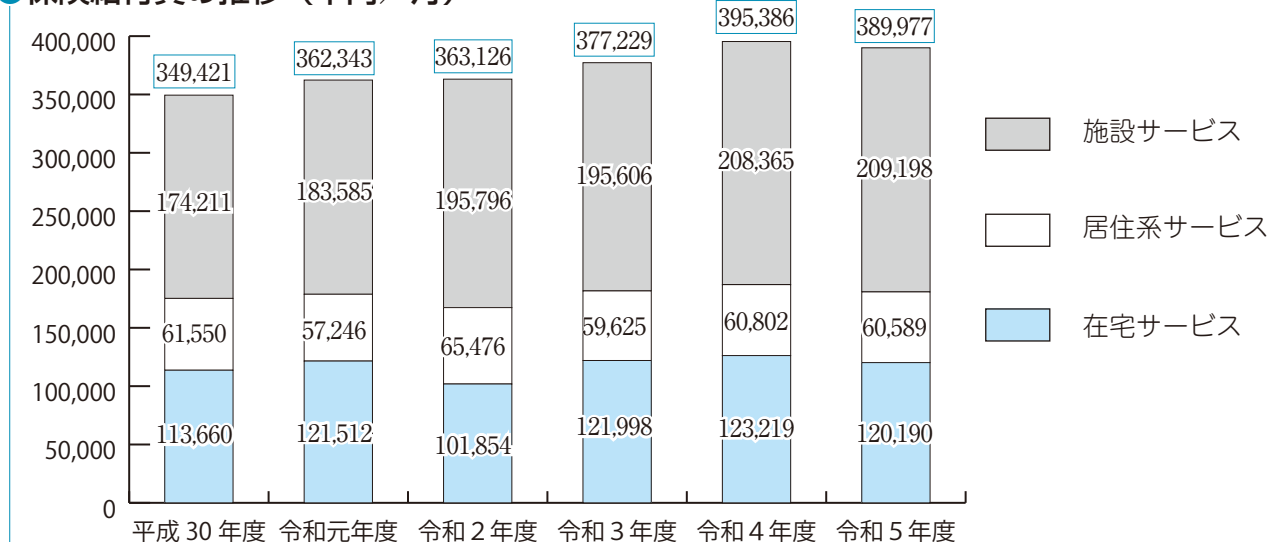
介護保険料増額の背景

要介護認定者数は微減となっていますが、保険給付費は増加傾向にあります。これは、介護老人福祉施設（特養）や介護老人保健施設（老健）の施設サービスの利用が増えていることが主な要因です。また、近年では町外の有料老人ホーム等の介護保険施設を利用する方（住所地特例）も増えており、今後、このような傾向が続くことが見込まれます。

● 介護認定者数の推移（人／月）



● 保険給付費の推移（千円／月）



改定後の保険料について

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の人または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 × 0.455 【0.285】	2,366円 【1,482円】	28,300円 【17,700円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.685 【0.485】	3,562円 【2,522円】	42,700円 【30,200円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える人	基準額 × 0.690 【0.685】	3,588円 【3,562円】	43,000円 【42,700円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 × 0.900	4,680円	56,100円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	5,200円	62,400円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額 × 1.200	6,240円	74,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.300	6,760円	81,100円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.500	7,800円	93,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.700	8,840円	106,000円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.900	9,880円	118,500円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.100	10,920円	131,000円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.300	11,960円	143,500円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が720万円以上の人	基準額 × 2.400	12,480円	149,700円

※保険料年額の100円未満については、切り捨てとなります。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保険料の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

※「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額。

※「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

●問い合わせ先 役場健康福祉課介護保険係 ☎62-2319

浜中町創業支援事業補助金制度について

浜中町の商工業の振興と活性化を図るため、町内で新たに創業（起業）される方に対し、事業所の新築や改修、新築工事等に伴い導入する機器類等の購入を町内施工業者に依頼して行う場合、その費用の一部に対して補助金を交付して支援します。

概要および補助金額

補助対象経費		補助率	限度額
事業所の取得（土地購入費を除く）、増改築、改修費用等	新築	2分の1以内	500万円
	中古物件の購入		200万円
	増改築、改修等		200万円
事業所の開設に係る設備、備品購入費等	取得価格が10万円以上で資産台帳に計上されるもの	2分の1以内	200万円
事業所賃借料	家賃（敷金、礼金、駐車場、仲介手数料など賃借契約に関する諸経費を除く）	補助対象経費の10/10以内	月額上限5万円以内。ただし、事業開始から12カ月以内

※中古物件（土地を除く）の購入および事業所賃借料は、申請者および申請者の3親等以内の親族が所有する場合を除く。
 ※事業所の開設に係る設備・備品購入費は、車両およびリース料を除く。
 ※補助対象経費には、消費税および地方消費税並びに振込手数料は含まない。

対象者

補助金交付の対象者は、町内で通年営業する事業を創業（起業）予定の方で、下記の要件「①または②」と、「③～⑦」をすべて備えている必要があります。

- ①個人事業主の場合、創業（起業）の日までに町内に住所を有すること
- ②法人の場合、創業（起業）の日までに町内に本店所在地の法人登記が行われ、法人代表者が町内に住所を有すること
- ③創業後、5年以上事業を継続することが見込まれること
- ④浜中町商工会の会員になることが見込まれること
- ⑤3親等以内の親族から引き継いで行う事業でないこと
- ⑥本人および同一世帯員（法人は当該法人および法人代表者）が、町に納付すべき町税等の債務について滞納がないこと
- ⑦事業所の新築、増改築および改修は、町内業者等が施工する工事であって、かつ、そのすべてを他に委託しないもの

浜中町小規模事業継続支援補助金制度について

浜中町の商工業の振興と活性化のため、町内の小規模事業者が事業所等の増改築や改修、改修に伴い一体となって機能を果たす備品の購入などを町内施工業者に依頼して行う場合、予算の範囲内においてその費用の一部に対して補助金を交付して支援します。

概要および補助金額

区分	区分の概要	補助率	限度額
増築	既存店舗等の面積を拡張するための工事に係る費用	2分の1以内	200万円
改築	既存店舗等またはその一部の建替工事に係る費用	2分の1以内	200万円
改修	店舗等の維持向上、改良等のために実施する工事に係る費用 ※経年劣化（雨漏り、屋根塗装など）を補う補修等を除く。	2分の1以内	100万円
事業用備品	店舗等で事業に使用する備品、器具等の購入費用	2分の1以内	100万円
広告宣伝	事業継続のために必要なホームページ等の制作費用	2分の1以内	30万円

※補助対象経費には、消費税および地方消費税並びに振込手数料は含まない。

※補助金の交付については一事業者につき1回限りとする。

対象者

補助金交付の対象者は、下記の要件をすべて備えている必要があります。

◆商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する事業者で、町内に店舗等を有する者

- ・町内で3年以上事業を継続し、商工会の経営指導員による経営指導を受けるなど、事業継続に意欲のある者
- ・フランチャイズチェーン等の契約店舗などではないこと
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に基づく許可または届出が必要な施設ではないこと（深夜酒類提供飲食店営業に属するものを除く）
- ・許認可等を必要とする業種にあっては、当該許認可を受けている者
- ・町税等に滞納がない者

この補助金の詳細について知りたいときや確認したい点がある場合などは、下記までご連絡ください。

●問い合わせ先 役場商工観光課商工労働係 ☎62-2147



水道料金の改正について



浜中町の水道事業と農業用水道事業では、浜中町の将来を見据え、健全で持続可能な水道を推進するため、令和6年4月検針分から水道料金を改正します。

◆ 主な水道料金の改正

● 水道事業

基本料金(1か月につき)				現行	改正後
用途別	水量(m ³)	現行(円)	改定案(円)	1 m ³ あたりの超過料金(円)	
家事用	8	2,200	2,354	220	235
一般用	10	2,860	3,060	264	282
特殊業務用	20	5,720	6,120	264	282
農業用	50	1,980	2,217	99	110
浴場用	100	17,600	18,832	176	188

● 農業用水道事業

基本料金(1か月につき)				現行	改正後
用途別	水量(m ³)	現行(円)	改定案(円)	1 m ³ あたりの超過料金(円)	
家事用	8	1,980	2,354	110	235
一般用	10	2,200	3,060	110	282
農業用	50	1,980	2,217	99	110

● メーター使用料

口径	13mm以下	20mm以下	25mm以下	40mm以下	50mm以下	75mm以下	100mm以下	150mm以下
現行(円)	176	264	308	770	1,804	2,266	3,168	6,798
改正(円)	374	407	429	781	1,408	2,266	2,794	11,693

◆ 農業用水道事業のメーター器更新・設置工事について

農業用水道事業のメーター器は、令和6年度から、浜中町が全てのメーター器の更新・設置工事を行い、工事完成の翌月からメーター検針を実施し、料金に算定します。メーター器の更新・設置工事の詳細内容につきましては、自治会配布等で周知します。

● 問い合わせ先 役場上下水道課水道総務係・水道係 ☎62-2284

ハチの巣の早期発見・早期対策について

町ではハチの巣を無料で駆除しています。駆除・対応件数が例年数件程度なのに対して、昨年度は82件ありました。気温が高かったためか、浜中町に限らず近隣の市町村でも大量発生していました。

今年度はハチの大量発生とそれに伴う被害を少しでも減らすために、以下のトラップを設置するなど、ハチの巣の早期発見や早期対策へのご協力をよろしく申し上げます。また、ハチの巣を見つけた場合は、下記までご連絡ください。

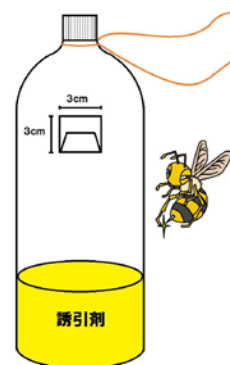
ハチトラップの作り方

(1)材料

- ①ペットボトル (1.5～2L程度)
- ②誘引剤：ペットボトル1本あたり 酒150mL、酢50mL、砂糖75g
- ③カッターナイフ、ひも、誘引剤を混ぜる容器など

(2)手順

- ①ペットボトルに、図のように正方形の穴を表裏2カ所開ける。穴は上・側面に3cmほど切り込みを入れ下面を残して内側に折り込む。
- ②誘引剤の材料をよく混ぜ合わせペットボトルに入れ、キャップの下にひもをつける。
- ③1～2mほどの高さの場所に吊り下げる。



※注意事項

- ▶6月以降は、女王バチのほかに大量の働きバチも飛んできます。危険ですので、トラップは仕掛けないでください。
- ▶使用済みのトラップは、中のハチが完全に動かなくなったのを確認してから容器の上部を切断し、ポリ袋の中に新聞紙などを敷き詰め、死骸ごと誘引剤を入れてよく縛ってから燃えるごみで出してください。
- ▶死んだハチでも針に刺される可能性がありますので、ご注意ください。

●問い合わせ先 役場住民環境課生活環境係 ☎62-2192

「体の痛み」を自分で治す セルフ整体個別相談会

～姿勢をチェックして、体の歪みを確認しませんか～

- 日 時：4月25日(木) 10時～12時
1人15分程度 ※時間予約が必要です
- 会 場：役場 保健集会室
- 定 員：12人ほど ※無料
- 講 師：ゆうなぎ整体院
整体師 道亦 風沙 さん
姿勢・体幹コーディネーター・歪み矯正インストラクター
- 内 容：姿勢チェック・整体体験・アドバイス



●申し込み・問い合わせ先 役場保険課包括支援係 ☎62-2194

認知症コラム～その1～

日本は世界的に見ても高齢化が進んでいて、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人は認知症になると予想されています。認知症は病気や怪我などにより脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることで起こる脳の病気です。誰でも歳を取れば認知症になる可能性はあります。家族や身近な人が認知症になっても住み慣れた浜中町で暮らし続けられるように、認知症についての理解を深めましょう。

認知症の初期症状や予防についてもコラムで紹介していきます。

次回のテーマ

認知症に関係ある脳の働きや仕組みについて

認知症についての悩みや相談がありましたら、下記までご相談ください。



“おうちDE脳トレ”

申し込み受け付け中！

令和5年度では、70人の方の登録がありました。
あなたもお家で脳トレに取り組んでみませんか？

- 対象：おおむね60歳以上の方
- 料金：無料
- 内容：月1回、漢字・計算問題・間違いさがし・健康に関するパンフレット・塗り絵・管理栄養士による簡単お料理レシピ・折り紙等のプリントを送付します。

1回だけのお試し希望にも対応していますので、お気軽にお申し込みください。



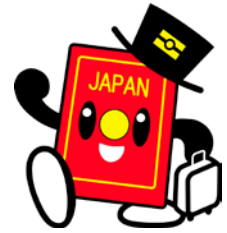
●申し込み・問い合わせ先 役場保険課地域包括支援係 ☎62-2194

パスポートのオンライン申請開始

4月1日からパスポートの更新（切替）申請がオンライン上で行えるようになります。

浜中町に住民登録があり、「パスポートの有効期限が1年未満」または「査証欄の余白が見開き3頁以下」となった方が対象です。

- 「初めてパスポートを申請する場合」や「パスポートが既に失効している場合」、「戸籍上の氏名や本籍地に変更があった場合」などは、オンライン申請の対象外です。
- 申請手続は、マイナポータルからマイナンバーカードを使用して行います。
- オンライン申請を行った場合に限り、パスポートの発給手数料はクレジットカード納付を選択することが可能です。



●問い合わせ先 役場住民環境課戸籍住民係 ☎62-2184



エコロじいからのお知らせ！

●今回のテーマは「省エネとその効果」についてじゃ！

みんなは省エネをしているかのう？「省エネ」を実践することは、環境に優しいことはもちろん、家計にも優しい取り組みじゃ。北海道経済産業局が発行している冊子「実践！おうちで省エネ」には、さまざまな省エネ方法とその効果が掲載されておるので、今回は、その内容の一部を紹介するぞ！

電化製品	実践例	年間節約電気料金
照明器具	白熱電球（54W）をLED電球(9W)に交換	約 3,096円
液晶テレビ	1日1時間見る時間を短くする(32V型)	約 576円
エアコン	設定温度を21℃～20℃にする（暖房時）	約 1,824円
	設定温度を27℃～28℃にする（冷房時）	約 1,032円
温水洗浄便座	使わないときはフタを閉める（貯湯式）	約 1,200円

出典：「実践！おうちで省エネ」北海道経済産業局監修

今回紹介した実践例以外にも家庭でできることは、たくさんあるのじゃ。「実践！おうちで省エネ」は、北海道経済産業局のホームページからダウンロードできるので、環境や家計のために、ぜひ参考にしてくれよ！
北海道経済産業局URL：<https://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/ouchi/index.htm>



●問い合わせ先 役場住民環境課環境政策係 ☎62-2204

地域おこし協力隊員!! めぐ★たんの活動日誌

こんにちは！地域おこし協力隊の内田です。

先日、ドイツやスイスからツアーで来られた9人の方々に、浜中町が誇る豊かな自然を紹介させていただきました。私が事前に作成した外国語の案内パンフレットを見ながら説明を聞いていただいたり、霧多布岬からラッコを観察したり、町内にある白鳥の越冬地を見学したりしていただきました。寒い中、ツアーに参加した皆さんは終始楽しんでいるようでした。私の目標の一つは、海外の方にこのすばらしい自然を知ってもらうことでしたので、とても充実した時間を過ごすことができました。今回の活動の中では、相手に伝わりやすい表現方法を考えるなど、ガイドをする上で大切なポイントを学ぶことができましたと思いますので、今年4月から携わる予定の湿原センターでのガイド事業に生かすことができると思います。

私の協力隊の任期は、残り1年ほどになりました。これまでの活動を通して学んできたことをもとに、引き続き「自然環境プロデューサー」として町の魅力を発信していきます！

地域おこし協力隊 内田愛実（うちだ めぐみ）



We have
a
Dream!

霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告 節分イベント

2月3日・4日、湿原センターでは、節分のイベントを開催しました。

3日は2回、4日は1回豆まきを行い、湿原センターにやって来た鬼を退治することに成功しました。また、鬼や恵方巻を作る折り紙コーナーも設置し、いろいろ作って楽しんでいただきました。

来館していただいた皆さまには節分限定で、お豆やマシュマロなどのお菓子の配布も行いました。

両日とも、鬼退治とたくさんのご来館ありがとうございました！

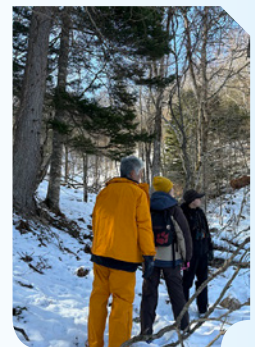


冬の企画展 観察会「冬の森を動物とお散歩」

2月11日・12日で、冬の企画展「眠らない動物展」の内容と対応した動物の痕跡を探す観察会を行いました。

2日間ともエゾシカ・キタキツネ・イタチの仲間の足跡や食べ跡、オオワシ・アカゲラをはじめとする多くの野鳥を観察することができました。気温は比較的高く、2月にしては暖かかったものの、さらさらの雪が積もっていて、足跡を観察しやすいベストコンディションでした。

参加していただいた皆さま、ありがとうございました！今後も湿原センターでは企画展を開催予定ですので、ご来館お待ちしております。



●予約・問い合わせ先 霧多布湿原センター ☎65-2779 <https://www.kiritappu.or.jp/center/>

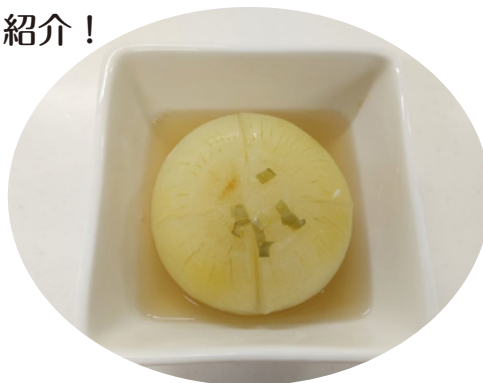
しょっかい
食改の  だいどころ 

浜中町食生活改善協議会のおすすめレシピ紹介！

「新玉ねぎのスープ」

【材料：2人分】

- 新玉ねぎ…………… 2個
- コンソメ…………… 大さじ2/3杯
- 水…………… 200ml



【作り方】

- ① 玉ねぎの皮をむき、上下を切り落とす。根元に十字の切り込みを入れる。
- ② 鍋にすべての食材を入れて、玉ねぎが柔らかくなるまで煮て完成。

浜中町食生活改善協議会では…

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、町民の皆さまの健康維持・増進につながるよう活動をしています。



野菜を食べよう簡単レシピ
「アスパラのグリル焼き」

野菜摂取量は
約40g

【材料：2人分】

- アスパラ…………… 4本
- 塩こしょう…………… 適量
- オリーブ油…………… 大さじ1/2杯
- マヨネーズ…………… 大さじ2杯



【作り方】

- ① アスパラの下を切って、固い皮の部分をピーラーでむく。長さを半分に切る。
- ② 耐熱容器に①を並べ、塩こしょうとオリーブ油を全体になじませる。
- ③ 上からマヨネーズをかけ、グリルで8分焼いて完成。

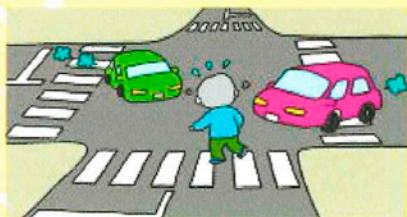
※焼き時間はアスパラの太さによって違うので、爪楊枝でさしながら加減してください。

1人分	エネルギー 115kcal	食塩相当量0.2g
-----	---------------	-----------

春の全国交通安全運動の実施

4月6日(土)～15日(月)

ドライバーのみなさん！
歩行者を交通事故
から守りましょう！



自転車利用者のみなさん！
交通ルールを守り、
ヘルメットを着用しましょう！



北海道警察

春のヒグマによる人身被害の防止

★山菜採りや登山の際のお願い

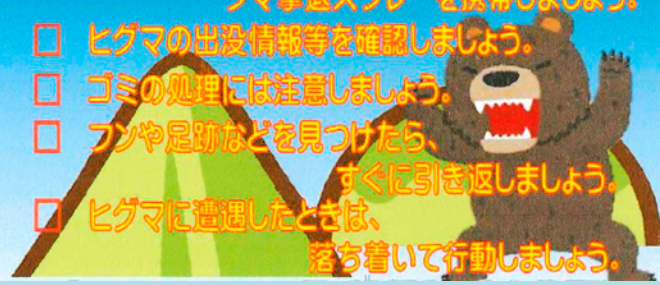
- 行き先を家族に伝える
- 無理に山奥に入らない
- 単独での入山は避ける
- 目立つ色の服装で入山する
- 携帯電話やホイッスルを持つ

この5点を守って、楽しく登山や山菜採りをしましょう！



ヒグマとの事故を防ぐために

- ❑ 複数で行動し、鈴やラジオ、クマ撃退スプレーを携帯しましょう。
- ❑ ヒグマの出没情報等を確認しましょう。
- ❑ ゴミの処理には注意しましょう。
- ❑ フンや足跡などを見つけたら、すぐに引き返しましょう。
- ❑ ヒグマに遭遇したときは、落ち着いて行動しましょう。



自転車の盗難被害防止 防犯登録の推進

HP 北海道警察からのお知らせ

大切な自転車には

ツーロックと

防犯登録を

忘れずにしましょう！



若年層の性暴力被害 予防対策の推進

性暴力はあってはならないものです。
つらいこと、不安なことは1人で抱え込まず、
家族や警察に相談しましょう。



2 / 霧高1年生と浜中町議会議員との意見交換

15

～浜中町の未来について意見を交換～

2月15日、霧多布高等学校1年生と浜中町議会議員との意見交換会が役場で開催されました。

生徒たちは意見交換の前に、実際に本会議が行われる議場の中で、議会議員と自己紹介を行いました。その中では、議員から生徒の緊張を解くように声をかける場面や生徒からの個性あふれるあいさつも見られ、和やかな雰囲気となりました。

その後、生徒たちは会議室に移動し、「教育」・「浜中町をどうPRするか」・「人口減少を止めるには」・「不足している施設」・「防災・津波対策はどうか」をテーマに、5つのグループに分かれ、意見交換を行いました。

生徒たちは議員との活発な意見交換ができた様子で、有意義な体験となったようです。



2 / 第27回北海道子どもかるた大会で全道優勝！

27

～優勝おめでとう！～

1月21日、第27回北海道子どもかるた大会が札幌市で開催され、釧路管内の代表として出場したチーム「勇猛果敢」（西森智夏さん浜中小6年、武藤芽依さん浜中小6年、熊谷來海さん浜中小6年、熊谷篤人さん浜中小4年）が、小学生の部において見事優勝を果たしました。

大会では、これまでの練習の成果が十分に発揮され、激しい接戦となる場面においても最後まで堂々と戦い抜く姿を見せ、精神面での大きな成長を感じることができました。

釧路管内のチームが全道大会で優勝するのは初の快挙であり、長年にわたり指導に尽力された浜中町かるた協会の指導者や選手を応援する保護者、関係者の思いが実を結んだ素晴らしい瞬間となりました。



3 / 浜中消防署と浜中消防団が火災予防のPR

7

～火災報知器の設置を呼びかけ～

3月7日、浜中消防署職員と女性消防団員が霧多布温泉ゆうゆの来場者へ火災予防に関する広報活動を行いました。

この取り組みは、3月7日の「消防記念日」に合わせて実施され、平成23年度から設置が義務化となった住宅用火災警報器についてパネル等で説明し、設置を呼びかける文字が印字されたタオルや消防団員募集のチラシを配布しました。

住宅用火災警報器の交換は、機種にもよりますが、おおむね10年とのことです。これを機に、皆様のご家庭の火災警報器の交換期限を確認するとともに、設置をしてない方は、万が一の火災に備え、すぐに取り付けましょう。



3/8 霧中3年生が浜中町議会を見学

～議場の中、間近で見学！～

3月8日、霧多布中学校の3年生14人が浜中町議会を傍聴しました。

この議会の傍聴は授業の一環として実施され、生徒の皆さんは少し緊張しながらも、真剣な面持ちで議場での発言者の声に耳を傾けていました。今回の傍聴では、議場の雰囲気や身近な問題がどのようにして議論されているのかを知る貴重な機会となりました。



3/14 中原電器商会 茶内SSで災害時の安全な給油訓練を実施

～災害に備えて～

3月14日、有限会社中原電器商会・厚岸警察署・浜中消防署の計11人が有限会社中原電器商会茶内SSで、停電時に備えた給油訓練を実施しました。

この訓練は「北海道太平洋沿岸での大地震によって道東地区一帯で停電が発生し、浜中消防署・厚岸警察署から緊急車両への給油要請」があったことを想定し、災害発生時の給油作業停止から火災対応をはじめ、従業員とお客さまの安全確保、施設の異常点検、電源切替、緊急車両への迅速な給油手順を確認しました。

地域の安全向上に向けた素晴らしい取り組みとなりました。



卒業式SNAP





浜中診療所からのお知らせ

問い合わせ先
町立浜中診療所
☎62-2233

内科医師派遣診療のお知らせ

北大第二内科医師による診療を行います。この期間中は急な体調不良など、症状に応じて対応しますが、来院される前に必ず上記まで電話連絡をお願いします。

○診療予定日 4月19日(金)～4月21日(日)



かぜ症状がある方の診察について

かぜの症状がある方で診察を希望される方は、午前11時から発熱者等診療を行います。院内感染防止のため、来院される前に必ず上記まで電話連絡をお願いします。

新しい医療機器を購入しました

浜中診療所では、令和5年度「へき地医療対策事業費（整備費）補助金」を活用して新しい経鼻内視鏡（胃カメラ）を購入しました。

以前まで使用していた内視鏡は口からの挿入でしたが、鼻からの挿入に変更することで嘔吐反射が軽減されます。

また、鼻からの挿入が不安な方でも、細くなったカメラを口から挿入することができますので、従来よりも楽に検査を受けられます。

「胃が痛い、ムカムカする」、「黒い便が出る」、「バリウム検査で引っかかった」など、気になる症状がありましたら、ぜひご相談ください。

検査は、加藤所長が担当します。



浜中町安心住まいる促進事業

町では、町民が永く安心して住み続けられる住まいづくりと住環境整備の促進、地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅の新築およびリフォームを行う方に助成金を交付しています。

●令和4年度から下記の条件に変わりました

★令和3年度以前に、助成を受けた方も全員が改めて利用可能となります。

- ① 新築住宅を取得した場合5年後に住宅リフォームの申請ができます。
- ② 住宅リフォームの申請が合計20万円の助成となるまで複数回利用できます。
- ③ 最初の交付決定日から5年後には再び住宅リフォームの申請ができます。
- ④ 新たに新築住宅や中古住宅を取得した場合も再利用できます。

●助成の条件

- ① 工事着手前であること。
- ② 本町に住所を有している方または住所を有する予定である方のうち、満20歳以上の方。
- ③ 町内住宅の所有者で対象住宅に居住している方、または居住する予定である方。
- ④ 町内の建設業者と請負契約を締結した方。
- ⑤ 住宅所有者と同居親族全員が町税や各種使用料などを、完納していること。
- ⑥ 専用住宅および併用住宅（住宅部分のみ）であること。
- ⑦ 新たに新築住宅または同居の親族以外から中古住宅を取得した方。

●工事の種類と助成金額

工事の種類	助成対象工事費	助成金額
①住宅の新築または新築建売住宅の購入	500万円未満	助成対象外
	500万円以上	一律30万円を助成
②住宅リフォーム 合計20万円の助成となるまで複数回使用可能	10万円未満	助成対象外
	10万円以上200万円未満	助成対象工事費の10%を助成
	200万円以上	一律20万円を助成
③水洗化改造工事（住宅リフォームと併用して行う水洗化改造工事は、「②住宅リフォーム」の工事とみなします）	10万円未満	助成対象外
	10万円以上30万円未満	助成対象工事費の10%を助成
	30万円以上	一律3万円を助成

対象の工事

- ・ビルトインタイプのIHコンロおよびガスコンロ
- ・エアコン・ロスナイ換気扇・天井換気扇・石油給湯器など専門業者によって設置されるもの
- ・風除室・サンルーム

対象外の工事

- ・後付照明器具・備置きコンロ・ストーブ・家具
- ・家電・カーテン・ブラインド・じゅうたん
- ・車庫・物置・外構（舗装・融雪設備・庭・花壇）

●問い合わせ先 役場建設課建築係 ☎62-2343

浜中町民間賃貸住宅等建設促進事業

町では、町内事業者の人手不足や住宅不足を解消し、経営の安定、産業振興を図ることを目的に、町内に賃貸住宅や従業員宿舎を建設する方に助成金を交付します。

◆事業期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

◇令和6年度申請受付期間

令和6年4月1日～7月31日まで ※申請前に必ずご相談ください。

◇助成対象者

賃貸住宅や従業員宿舎などを建設する町内・町外の法人や個人（建築主）

◇助成金額

町内建設業者に依頼する場合：1㎡あたり30,000円 1棟あたりの限度額1,200万円

町外建設業者に依頼する場合：1㎡あたり20,000円 1棟あたりの限度額 800万円

● 延床面積（上限400㎡）×1㎡あたりの助成額＝助成金（限度額まで）

◆対象となる建物

	賃貸住宅	従業員宿舎
用 途	長屋・共同住宅	寄宿舍
	1棟2戸以上	1棟内に3部屋以上
個数制限	25㎡以上／1戸	7.5㎡以上／1部屋
駐 車 場	戸数分の専用駐車場	定めなし
トイレ・浴室・台所 ・給排水設備 ・その他必要設備	戸別に設置されていること	戸別もしくは共用部に設置されていること

※面積制限を満たさない部屋・管理人用途の面積・住居用途ではない面積は対象外

◆助成の条件

- ①建築基準法に適合させること。（組立式仮設建築物などは、対象外です。）
 - ②法人の場合、役員および2親等以内の親族を居住させないこと。
 - ③個人の場合、個人および2親等以内の親族を入居させないこと。
 - ④年度内に竣工すること。
 - ⑤交付決定前に着手しないこと。
 - ⑥助成金は建設費に充当すること。（目的外使用はできません。）
 - ⑦便利で快適な住環境と家賃低減に配慮すること。
 - ⑧建設後の10年間は用途変更をしないこと。
 - ⑨毎年5月1日に入居者状況を報告すること。
- 詳細については、下記までお問い合わせください。

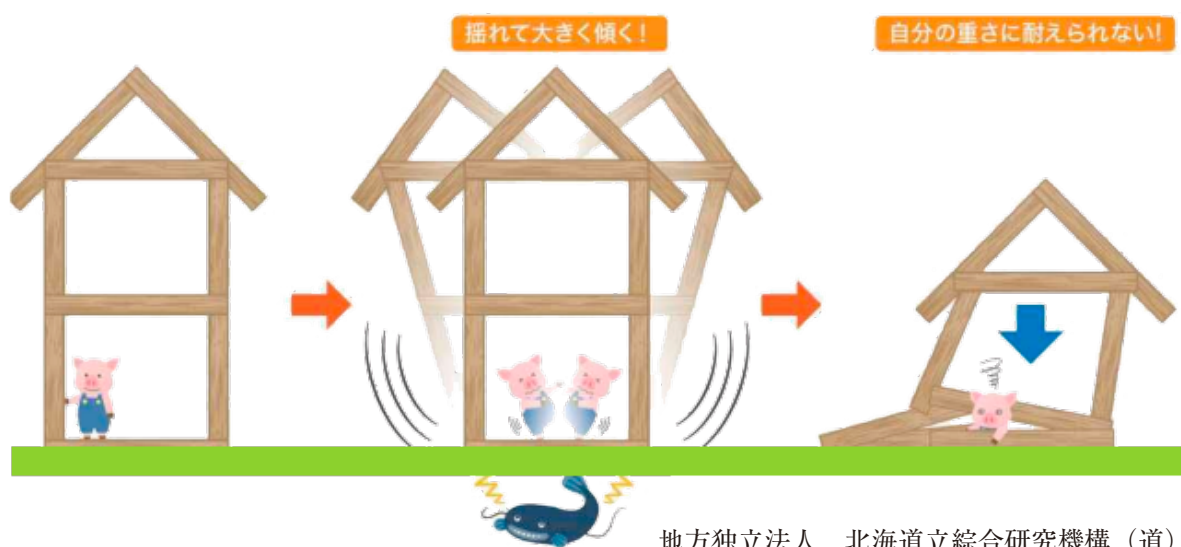
●問い合わせ先 役場建設課建築係 ☎62-2343

浜中町既存住宅耐震改修費補助金事業

本町においては、日本海溝・千島海溝周辺で大地震が発生する可能性を指摘されています。津波からの避難も重要ですが、津波の前に発生する大地震に対し、自分の家が倒壊せずに耐えられるかについて考えてみませんか？

■地震による木造住宅の壊れ方

木造住宅の倒壊のメカニズムは、地震によって地盤が揺れ、水平方向に建物が大きく傾いた場合上部の重さに耐えきれないというものです。一般的には築年数が高く、上部が重い構造の建物は耐震性が不足している可能性があります。



■町では住宅の無料耐震診断を受け付けています

昭和56年5月以前の木造建築物は、現行の耐震基準の建物ではないことから、耐震性が不足する場合があります。

町では、下記の条件を満たす建物について、無料耐震診断を受け付けています。

■無料耐震診断が可能な条件

- ①昭和56年5月以前の木造建築物。
- ②2階建て以下で延床面積が500㎡以下の戸建て木造住宅。
- ③申請者が当該戸建て木造住宅を所有または、居住していること。
- ④住宅図面。(仕上げ表・筋交い等の位置および仕様がわかるもの。)

町では、昭和56年5月以前に着工された耐震性が不足する住宅の耐震化工事に対し、最大で30万円までの補助を行います。詳しくは、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先 役場建設課建築係 ☎62-2343

令和6年度 人づくり事業の募集

町は、将来を担う人材育成などに向け、町内の個人・団体が主体となって実施する事業に対し補助しています。申し込みを希望される場合は、下記までお問い合わせください。

○対象者・・・町民または町民で組織する団体

○対象事業

- ▶国内および海外派遣交流事業
- ▶指導者養成に係る技能取得等の研修事業
- ▶町の産業に係る生産加工技術取得等の研修事業
- ▶生活、文化、スポーツ、福祉に係る技能取得等の研修事業

※対象の可否については審査があります。

○対象経費 …………… 旅費、研修費、教材費等

○申込手続 …………… 申請書および関係書類の提出が必要です。

○申込期限 …………… 4月22日(月)まで

○注意事項 …………… 過去に個人で実施した事業について補助を受けたことがある場合は対象外です。



北海道U I Jターン新規就業支援事業

町は北海道と連携し、移住支援事業として「北海道U I Jターン新規就業支援事業」を実施しています。詳細は下記までお問い合わせください。

●対象者（以下、主なもの）

- ◆直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた方
- ◆移住する直前に連続して1年以上東京23区内に在住または東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた方
- ◆1年以内に北海道から地域課題解決型起業支援事業について交付決定を受けた方
- ◆所属先企業等からの命令ではなく、自身の意思により移住し、移住先を生活の本拠地とし、移住元での業務を引き続き行いテレワークをする方
- ◆申請日から浜中町に5年以上、浜中町に居住する意思のある方

●支援金支給額

- ◆単身で移住した場合：60万円
- ◆世帯で移住した場合：100万円（※18歳未満の世帯員がいる場合加算有）

※本事業は、北海道および町で実施していますが、申請が多数あった場合は受付を停止する場合があります。

●申請・問い合わせ先 役場企画財政課企画調整係 ☎62-2237

浜中町結婚新生活支援事業について

町では、結婚に伴う新生活を応援するため、住居費や引越費を補助しています。詳細は次のとおりとなっていますので、希望される場合は下記までお問い合わせください。

浜中町結婚新生活支援事業	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 新婚世帯（令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。 新婚世帯の所得額が500万円未満であること。 対象となる住宅が浜中町内にあり、申請日において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。 補助金の交付を受けた日から、特別な事情が無い限り夫婦のいずれもが2年以上浜中町内に居住する意思があること。 同一世帯に属する方全員が市区町村税、国民健康保険税およびその他市区町村の収入に係る滞納がないこと。 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 過去にこの補助を受けたことがないこと。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 住居費（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に婚姻を機に新たに住居を取得する費用または賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料） 引越費（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に結婚に伴う引越のために要した費用のうち、引越業者または運送業者への支払いに要した実費） 修繕、増築、改築、設備更新等のリフォーム工事費用
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・29歳以下 上限60万円 ・39歳以下 上限30万円

令和5年度 地域振興補助事業について

町は、明るく活気に満ちた地域を目指し、各自治会や町内会、住民活動団体が実施する地域活性化事業やコミュニティ事業に対し、その経費の一部を支援する地域振興補助事業を実施しています。

本事業の活用を希望する団体等は、補助対象事業や補助率等にそれぞれ規定がありますので、事前に下記までお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先 役場企画財政課企画調整係 ☎62-2237

「再生可能エネルギー」を新たに導入する方に補助金を交付します

町では、地球温暖化の防止に寄与し、循環型社会の構築と環境にやさしいまちづくりを推進するとともに地域経済の活性化を図るため、住宅などに再生可能エネルギー等の設備を設置する方に補助金を交付します。詳しくは下記までお問い合わせください。

【浜中町再生可能エネルギー等導入対策事業費補助金の概要】

1 補助対象者

- ①町内に住所を有し、または住所を有する見込みの方
- ②自ら居住する町内の住宅または店舗等との併用住宅にシステムを設置する方
※居住の用に延べ床面積の2分の1以上を供するものに限る。
- ③建売住宅供給者等から自ら居住する町内のシステム付住宅を購入する方
- ④上記の方で町税等（同居の親族を含む。）を完納している方
- ⑤補助対象者（同居の親族を含む。）は、過去に浜中町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けていない方

2 補助対象事業および補助金の額（限度額） ※未使用のものであること。

対象設備	対象設備の要件	補助金の算定	限度額
太陽光発電システム	住宅の屋根等に設置した太陽光システムのうち10kW未満のもの	1kWあたり2万円 (上限5kW)	10万円
小型風力発電施設	風力でブレードを回転させ、その回転運動を発電機に伝えて発電する発電機の定格出力が100W以上の施設	経費の10分の1	10万円
地中熱利用施設	地中熱を利用する設備を設置する施設	経費の10分の1	10万円

3 補助の方法

「浜中町ピリカ金券」による補助とします。

4 補助事業条件

町内建設業者等が補助対象事業を行うことが補助対象となります。

5 申請期間

令和6年4月1日(月)～令和6年12月27日(金)

6 申請先

役場住民環境課環境政策係

※交付申請は、必ず事業の着手前または補助対象設備付住宅の取得前に行ってください。

7 申請時必要書類等

①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③誓約書兼同意書 ④対象設備の設置に係る契約書もしくは見積書の写しまたは対象設備付き住宅売買契約書の写し ⑤仕様書 ⑥住宅の位置図 ⑦対象設備を説明する書類（カタログ等） ⑧その他町長が必要と認める書類等

●問い合わせ先 役場住民環境課環境政策係 ☎62-2204

令和7年度 釧路管内町村職員採用資格試験のご案内

令和7年度に採用される釧路管内町村職員の採用資格試験が7月14日(日)に釧路町公民館で行われます。受験資格や申し込み等については、次のとおりとなっています。

■受験資格

○大卒…平成8年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた方

※高卒の採用資格試験は、後日改めて周知します。

■受験申込

申込書を4月8日(月)～5月31日(金)（郵送の場合は5月31日付消印有効）までの間に、役場総務課もしくは釧路総合振興局内釧路町村会に提出してください。（申込書は、4月8日から役場総務課職員係でも交付します）

●申し込み・問い合わせ先

役場総務課職員係

☎62-2129

釧路町村会事務局

☎0154-43-0649

浜中町特殊詐欺対策電話機等設置費補助事業について

町では、近年増加している電話を受けることによる特殊詐欺の被害を未然に防止し、町民の皆さまの財産を守ることを目的として、特殊詐欺対策機能を持つ電話機等を設置する費用の一部に対し、補助金を交付します。今後、対象電話機への入れ替えや対象装置の設置などを検討される方は、「申請の手引き」を役場商工観光課や茶内・浜中支所窓口を設置しますので、確認のうえ申請してください。（※町ホームページにも掲載します）

■**補助対象機器**：公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に掲載されている機器等で、以下の4区分のいずれかに該当するもの

- ▶自動応答録音装置 ▶特殊詐欺対策電話機 ▶自動着信拒否装置
- ▶電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事に関するもの

■**補助金額**：交付する補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額です。ただし、上限は10,000円です。

※補助金の算定で1,000円未満が発生した場合は切り捨てになります。対象となる機器等（経費）は、1つのみです。

●**申請受付・問い合わせ先** 役場商工観光課商工労働係 ☎62-2147



「釧路弁護士会おなやみごと相談」のお知らせ

～その悩み、弁護士に相談してみませんか？～

釧路弁護士会による無料法律相談会を実施します。当日は、釧路弁護士会所属の弁護士が浜中町を訪れ、皆さまの日頃の悩みやお困りごとに、無料で相談に応じます。

前日午後4時までにご予約いただく必要があります。（予約がない場合は実施を中止することもございますので、必ず事前予約をお願いします）

相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

どんなささいなことでも結構です。お気軽にご相談ください。

日時 令和6年4月16日(火)13時30分～16時30分

場所 霧多布地区中央コミュニティセンター（霧多布東3条1丁目12番地1）

その他 当日都合が合わない方は近隣地域でのご相談も可能ですので、詳しい日時は下記予約窓口へお問い合わせください。

●**予約・問い合わせ先** 釧路弁護士会法律相談センター ☎0154-41-3444

旧優生保護法に関する一時金支給について

旧優生保護法に基づく優生手術（子どもができなくなる手術）等を受けた方は、一時金320万円の支給を受けることができます。

一時金の支給を希望される方は、相談支援センターまでご連絡ください。

●**支給を受けられる方**

昭和23年9月11日～平成8年9月25日の間に

- ◎子どもができなくなる手術を受けた方
- ◎子どもができなくなるように放射線の照射を受けた方

※母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます。

●**受付・相談窓口** 旧優生保護法に関する相談支援センター ☎0120-031-711

8時45分～17時30分※土日祝日を除きます

請求期限
令和6年4月23日

YOSAKOIソーラン祭り審査員募集

YOSAKOIソーラン祭りの審査員を下記のとおり募集します！

- 活動日程** 6月8日(土)9時30分～19時
6月9日(日)9時30分～21時の中で、3～4時間
- 活動場所** 札幌市中央区（大通公園周辺）
- 活動内容** YOSAKOIソーラン祭りにおける演舞の審査
- 募集期間** 4月1日(月)～4月26日(金)（HPにて募集要項をご確認ください）



YOSAKOI
ソーラン祭り
公式サイト

※応募人数が定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

●問い合わせ先 YOSAKOIソーラン祭り実行委員会 ☎011-231-4351

令和6年度調理師試験について

- 試験日** 8月22日(木) 13時30分～16時
- 試験地** 釧路市（試験会場については、受験票により受験者へ通知）
- 受験願書の提出先および受付期間
- 提出先** 釧路保健所または釧路保健所標茶支所 **受付期間** 5月7日(火)～5月17日(金)
- 合格発表** 10月11日(金) 9時 **受験手数料** 6,900円

●申し込み・問い合わせ先 釧路保健所企画総務課企画係 ☎0154-65-5819

北海道職員採用試験 「普及職員（農業）」の募集

北海道庁では、試験研究機関や農業関係団体などと連携し、農業の生産性向上、農業経営や農村生活の改善などに関する技術・知識を農業者に普及指導する普及職員を募集しています。

◆普及職員（農業）A区分（大学卒業または卒業見込みの方）

申込受付 5月7日(火)～5月17日(金) 採用予定数 12人

◆普及職員（農業）A区分（専門試験口述型 第2回）
（大学卒業または卒業見込みの方）

申込受付 8月13日(火)～8月22日(木) 採用予定数 8人

※農業に関する専門知識を面接のみで試験する方式です。

◆普及職員（農業）C区分（民間企業などの職務経験者）

申込受付 8月1日(木)～8月13日(火) 採用予定数 12人

●問い合わせ先 農政部生産振興局技術普及課普及推進係 ☎011-204-5379



採用試験日程
（総合案内）
のページ



普及職員(農業)
職員採用
のページ

ゴールデンウィーク期間中の海の事故防止

釣り人・マリンレジャー愛好者の皆さんへ海を安全に楽しむために次のことを守りましょう。

- ▶ ライフジャケットを常に着用しましょう。
- ▶ 海中転落防止のため、周囲の状況に注意しましょう。
- ▶ 単独行動を避け、複数人で行動しましょう。
- ▶ 携帯電話やスマートフォンを防水パックに入れて携行し、緊急時はすみやかに118番へ通報しましょう。
- ▶ 船を運行する場合は、発航前検査を実施し、海に出たら見張りを徹底しましょう。
- ▶ 最新の気象・海象情報を入手して、天候の悪化が見込まれる場合は早めに帰る判断をしましょう。
- ▶ 整備事業者等による定期的な点検整備を行いましょう。

●問い合わせ先 釧路海上保安部 ☎0154-21-5575

私たちの町の高等学校

霧多布高校通信

3月1日、本校体育館で第70回卒業証書授与式が行われました。

本校で過ごした3年間の思い出を胸に、保護者の方や在校生・教職員に見守られ、19人の卒業生が本校から巣立ちました。卒業生代表の中田遥大さんの答辞では、3年間の高校生活を振り返るさまざまな思い出と、関わりのあった人たちへの感謝の言葉が述べられ、担任の先生方をはじめ会場の方々が目を潤ませました。卒業生の晴れ晴れとした姿は、本校での学校生活の充実感が伝わるものでした。それぞれの進路先で活躍できるよう、教職員、在校生一同、心から応援しています。

無事にこの日を迎えられましたことは、ご家族や地域の皆さまからのご支援があってこそのもので感謝申し上げます。今後とも変わらぬご支援・ご指導をお願い申し上げます。



浜中町生涯学習

いきいきくらし塾

～新しい自分を発見し、人生を充実させるために～

新規募集中！

この事業は、人生のあらゆる時期に、自身に適した手段や方法で学習を始めようと思っている皆さまが、新たにグループやサークルなどを作り、活動を開始する場合に支援を行うものです。支援内容は次のとおりですので、希望する皆さまは気軽にお問い合わせください。

- ◆対象 5人以上のグループ・サークル
- ◆開催場所 町内の公共施設など
- ◆学習内容 一般教養、日常生活、健康・保健、家庭教育、生活伝承、芸術・文化・スポーツ、レクリエーション、その他
- ◆支援内容 サークルなどの指導者に対して1時間あたり1,500円の謝金を支援
※ただし、1カ月4時間を限度とします。
- ◆支援期間 最長1年間とし、その後自主サークルとして活動を続けてください。



問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課社会教育係 (☎62-2394・62-3131)

「学校における働き方改革」の推進

浜中町立学校では、令和3年度より「学校における働き方改革『浜中町アクション・プラン』第2期」に基づいた取り組みを推進してきました。

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。この理念を実現するために、令和3年10月から次のように目標と視点を設定し、教育委員会と各学校が緊密に連携・協力しながら進めてきました。

【『浜中町アクション・プラン』第2期の目標】

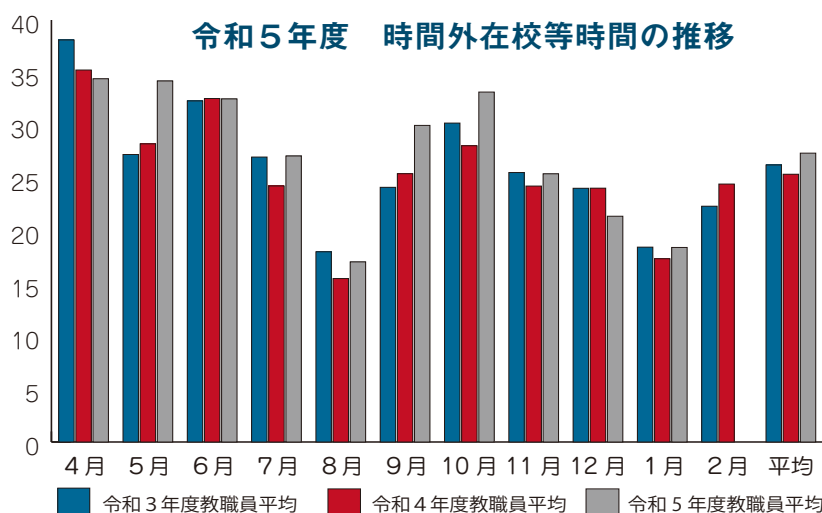
教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【重視する視点】

- **個の「気付き」**～現状分析を踏まえて、各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取り組みを実践する。
- **チームの「対話」**～真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し業務改善を実施する。
- **地域との「協働」**～働き方改革の趣旨と取り組みに対する保護者や地域住民の理解と協力を醸成する。

【学校での取り組みの代表例】

- ・ スクールカウンセラー、学習支援員、スクールサポートスタッフ等専門スタッフ等の活用（支援が必要な児童生徒・家庭への対応、授業準備、採点業務等）
- ・ 出退勤管理システムの活用による働き方の意識改革
- ・ 定時退勤日や学校閉庁日の設定
- ・ GIGA端末や校務用PCの活用



時間外在校等時間とは？

8時～16時30分を勤務時間とした時に、その前後に在校して業務をしている時間のことをいいます。

小学校51人・中学校41人
高等学校17人 計110人

新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類となり、児童生徒の活動の幅が広がることで教職員の業務量が若干増え、時間外在校時間が令和4年度と比べ若干増加しています。

教職員一人ひとりを見ると、月あたり時間外在校時間45時間を超える教職員が数名いる状況です。また、年間360時間の上限を超える教職員は、2月の時点で31人です。

令和6年度は、「学校における働き方改革『浜中町アクション・プラン』第3期」を策定し、「学校における働き方改革」をより一層進めていきます。地域・保護者の皆さまのご理解・ご協力を今後もよろしくお願ひします。

外国語活動・外国語の充実

小学校の中学年では年35時間（週1時間）の外国語活動、高学年では年70時間（週2時間）の外国語を実施しています。

外国語活動および外国語については、小学校英語専科教員が配置され、町内すべての小学校で中学年・高学年の授業を担当するとともに、ALT（外国語活動・外国語指導助手）との連携で、授業を行っています。



令和5年度は、北海道教育委員会主催の「英語教育推進事業」において霧多布小学校が実践指定校となり、本校所属の小学校外国語専科教員が推進教員として、本町の取り組みの様子を研修講座等で広く発信して参りました。

また、2月には、霧多布小学校と茶内小学校6年生が苫小牧市立明野小学校6年生と遠隔で交流授業をしました。「小学校の思い出」をテーマに英語でスピーチしたものを相手が伝えたいことを考えながら聞いたり、英語を使って質問や感想を述べたりしました。

地域の違う6年生と英語で交流し、修学旅行の行き先や体験してきたこと等の違いを知ることができました。



図書室だより

今月の新着図書

児童書



『ふゆのあとには はるがきます』

石井 睦美/文 あべ 弘士/絵

「雪虫が飛んでいる！」ある日、男の子が空中を見て声を上げました。それから数日経ったある日、雪が降りはじめ、北国に本格的な冬がやって来ました。

はしゃぎながら雪遊びをする子どもや、頑張って雪かきをする大人、厳しい季節を乗り切る森の生きものたち…。それぞれが、それぞれの立場で冬を感じながら、やがて来る春を心待ちにします。ゆっくりと時が流れる世界をお楽しみください。

『「寝つきが悪い」「すぐに目が覚めてしまう」人のお助けBOOK』

白濱 龍太郎/著

よく眠れない、不眠の悩みを抱えている人は、全国に2000万人以上いると考えられています。一言に不眠といっても「布団に入ってもなかなか眠れない」、「目覚めが悪く、熟睡感がない」など、その症状はさまざまで原因も多岐にわたっています。

この本では、睡眠のメカニズムを解き明かしながら、日常生活の中で解消する方法、ぐっすり眠れるようになる簡単なストレッチなどを紹介しています。



一般書

児童書



『放課後ミステリクラブ① 金魚の泳ぐプール事件』

知念 実希人/著 Gurin./絵

学校のプールに放たれた金魚。一体誰が、何のために…？

小学4年生の辻堂天馬率いる「ミステリトリオ」が事件解決のために動き出す！キミはこの謎を解くことができるか…！？推理しながら読む楽しさを体験してみよう！

大人のミステリ小説と全く同じ手法で書かれたというこの作品、児童書では史上初！2024年本屋大賞にノミネートされています。

『風に立つ』

柚月 裕子/著

家族だからこそ、伝わらない想いと過去がある。

問題を起こして家庭裁判所に送られた少年を一定期間預かる「補導委託」の引受を申し出た父。南部鉄器の職人としては一目置かれているが、仕事一筋で決して良い親とは言えなかった父の意外な行動に、息子の悟は戸惑う。納得いかぬまま迎え入れた少年とともに働き、同じ屋根の下で暮らすうちに、悟の心にも変化が訪れ…。



一般書

《図書室からのお知らせ》

現在、図書室は町総合文化センター改修工事に伴い、場所を町総合体育館に移して、本の貸し出し・返却を行っています。

9時～17時まで開いていますので、ぜひご利用ください。

なお、月曜日・祝祭日の翌日は休館日となっています。『図書の宅配サービス』も引き続き行っていますので、そちらもご利用ください。

【図書の宅配サービス申込方法】

- ①町ホームページ申込フォームから申し込み
- ②町総合体育館（☎62-3144）に電話
- ③町ホームページから申込様式をダウンロードし町総合体育館にFAX（62-3145）



町HPはコチラ

今月のおはなし会
映画鑑賞会は、
しばらくの間
お休みします。

睡眠と健康

No.417 保健師・管理栄養士です

質のいい睡眠で、
身体も心も健康に。

私たち人間は、人生の約3分の1の時間を睡眠時間にあてています。脳や心身の休息のために睡眠は欠かせないものですが、生活スタイルが大きく変わった今、睡眠の質が低下していると言われています。この機会に睡眠の質を見直してみませんか。

◆睡眠の役割

睡眠には、起きている時にはできないさまざまな役割を果たしていることが明らかになってきています。

- ① 脳とからだに休息を与える
- ② 「記憶」を整理して定着させる
- ③ 「ホルモンバランス」を調整する
- ④ 「免疫力」を上げて病気を遠ざける
- ⑤ 「脳の老廃物」をとる



◆質の良い睡眠をとるために

- ・適度な運動、規則正しい食生活は良い睡眠をもたらします。
- ・朝食はからだところどころの目覚めに重要です。
- ・睡眠薬代替りの寝酒は、睡眠を悪くさせます。
- ・寝る前のたばこやカフェインの摂取は避けましょう。



◆子どもの睡眠

日本の子どもの睡眠時間は短く、十分な睡眠時間がとれていません。1日に推奨される昼寝も含む総睡眠時間は1歳～2歳で11～14時間、3～5歳で10～13時間、6～13歳で9～11時間としています。（米国国立睡眠財団より）睡眠不足によって、イライラ感、集中力の低下などが起こりやすいとされています。

身体も心も健康で過ごせるように、規則正しい生活リズムで睡眠時間をしっかりと確保しましょう。

●問い合わせ先 役場健康福祉課健康推進係 ☎62-2307

今月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へお電話ください。なお、行政情報については、町HPにも掲載しています。

日にち	行 事	日にち	行 事
1 月		16 火	特定健診・がん検診 (浜中農村改善センター 6:00~9:00)
2 火		17 水	特定健診・がん検診(漁村センター 6:00~9:00)
3 水		18 木	姉別ふまねっと教室ふらっと (姉別農村環境改善センター 13:00~14:00) 特定健診・がん検診(漁村センター 6:00~8:00)
4 木	健康教室(姉別農村環境改善センター 13:00~14:30)	19 金	特定健診・がん検診 (茶内コミュニティセンター 6:00~10:00)
5 金		20 土	
6 土		21 日	
7 日		22 月	
8 月	散布小・中学校・中学校第1学期始業式 霧多布高等学校前期始業式、入学式	23 火	
9 火	小学校始業式 小・中学校入学式 健康教室(茶内コミュニティセンター 10:00~11:30)	24 水	
10 水		25 木	セルフ整体個別相談会 (役場保健集会室 10:00~12:00)
11 木	健康教室(茶内第三母と子の家 10:00~11:30)	26 金	
12 金		27 土	
13 土		28 日	特定健診・がん検診(役場3階 6:00~10:00)
14 日	特定健診・がん検診 (役場3階 6:00~11:30)	29 月	特定健診・がん検診 (姉別農村環境改善センター 7:00~11:00)
15 月	特定健診・がん検診(役場3階 6:00~9:00) 健康教室(浜中農村環境改善センター 10:00~11:30)	30 火	特定健診・がん検診 (茶内コミュニティセンター 7:00~11:00)

あそびのひろば	●木金	9:00~12:00	霧多布子育て支援センター
	●木金	14:30~16:30	霧多布子育て支援センター
	●月火水木金	10:00~12:00	茶内子育て支援センター
	●月火水木金	13:30~16:30	茶内子育て支援センター

町内施設の休館日	施設名称	休館日
	総合文化センター	休館中
	総合体育館	1・8・15・22・30
	農業者トレーニングセンター	1・8・15・22・29
	すくらむ21	1・8・15・22・30
	MO-TTOかぜて	1・7・8・14・15・21・22・28・29・30

ひとのうごき

月末現在(前月比)

- 人口: 5,320人 (-12)
- 男: 2,603人 (-5)
- 女: 2,717人 (-7)
- 世帯数: 2,497世帯 (-7)

おたんじょう

浜中市街・石井 冴空ちゃん(聖二さん) 茶内農協牧野・枝松 芽生ちゃん(秀星さん)

おくやみ

茶内東区・新井 とめさん(95歳) 茶内市街一区・梅田 欣路(92歳)
 茶内市街一区・中山 きみゑさん(93歳) 霧多布一区・伊丹 一徳(83歳)
 茶内市街一区・山田 榮さん(88歳)

おたんじょう、おくやみは、役場に届け出され、承諾いただいた皆さんのみ掲載しています。

広報はまなか掲載写真提供フォーム
 こちらからアクセス出来ます。▶▶▶



その他の広報に関する問い合わせは下記までご連絡ください。

役場総務課情報広報係 ☎62-2246



今月の表紙

霧多布小学校卒業証書授与式

3月19日、霧多布小学校で卒業証書授与式が挙行されました。

はまなか投稿広場



お散歩だいすきな2歳の男の子です☆
投稿者 レオさん

「すごい写真が取れた!」「記念にこの写真を載せてほしい!」そんな時はぜひ投稿してください。俳句や短歌も募集しています。

皆さまの投稿をお待ちしております!



文芸サロン

俳句

線香の香り新たに春彼岸
生まれど進むへき道朧月
部屋の中一足先に八重桜

福澤 秋桜(茶内)
陽輝 雅(霧多布)
古屋 理樹(霧多布)

短歌

雪降ればやせた狐を思いおりいずこの穴に目をとじいるや

相原 睦子(茶内)

大雪の次の日保護の野犬の子大雪走る吹雪に負けず

福澤 秋桜(茶内)

